

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和5年10月13日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 伊藤知子
- 3番 藤田尚美
- 4番 磯山和男
- 5番 池辺己実夫
- 6番 甲斐徳之助
- 7番 塚原正彦
- 8番 柳井哲也
- 9番 遠藤憲子
- 10番 大森和夫
- 11番 加藤政之
- 12番 出澤大
- 13番 山本伸子
- 14番 小松崎伸
- 15番 水梨伸晃
- 16番 伊藤裕一
- 17番 杉森弘之
- 18番 須藤京子
- 19番 黒木のぶ子
- 20番 高嶋基樹
- 21番 諸橋太一郎
- 22番 石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和5年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和5年10月13日（金）午前10時開議

日程第1．一般質問

日程第2．休会の件

午前10時02分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、おはようございます。市民クラブの杉森裕之でございます。

質問の前に、さきの市長選で当選されました沼田市長に、心からお祝いを申し上げます。

私の質問は3つ、一問一答で質問いたしますので、よろしく申し上げます。

第1の質問は、小中学校給食の無償化についてであります。

さきの市長選では、3候補が、小中学校給食の無償化を選挙公約としていました。まさに市民の要望を反映したものと思います。牛久市の公立学校給食費の保護者の年間負担額は、実費で約11か月分、小学校が4万7,520円、中学校が5万1,590円と聞いております。約5万円ということになります。しかも、これはあくまで子供が1人の場合であって、2人の場合は10万円、3人の場合は15万円となり、給食費は、保護者にとって大変重い負担となっております。

日本では、子供の7人に1人が貧困状態にあると指摘されて久しく、子供の貧困に詳しい研究者らは、国が取るべき子育て支援の本丸は給食だと言い続けてまいりました。日本の給食は、1892年、貧困児童を集めた山形県鶴岡町、今の鶴岡市の私立の小学校が発祥とされています。1919年には、自治体として初めて東京府がパンによる給食を始め、1932年には、文部省の訓令により、国庫補助による給食が始まりました。

当時、東京府や国に、給食の必要性を訴えたのが、栄養学の父と呼ばれる佐伯 矩（さいきただす）博士でございます。特に給食を受ける子に惨めさを感じさせないため、貧困で弁当を持ってこられない子供だけでなく、全員で給食を食べようと提唱したことは有名です。貧困のステイグマ（烙印）を与えない工夫、惨めさを感じさせない制度設計が給食の根本にあるのであります。

給食の無償化について、市長はどのように考えているのか、どのような気持ちで公約に掲げた

のか、まず伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校給食の目的は、児童及び生徒の心身の発達に資するものであり、学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることであると学校給食法に記載されております。極めて有効な教育的役割が期待されております。ゆえに、学校給食は子供たちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は、社会全体が取り組むべき課題といえます。

子育て世代の家計や心理的負担の軽減という点でも、給食費無償化は重要です。保護者が負担する給食費は、年間平均約5万円に及び、これはコロナ禍や物価高騰も重なって、子育て世帯にとって大きな負担となっているため、給食費を無償化することで、保護者の経済的な安心感を向上させ、子育て意欲を高めることができます。

以上のことから、子育て世帯である保護者の負担軽減という観点から必要性が高く、子供たちの未来を明るくするために、社会全体で取り組むべきと考えます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 市民からは、無償化とともに安全安心な給食を望む声も多く聞きます。現在、牛久市の小中学校の給食における市内産品、有機農産物の使用率はどの程度であるのか、また、今後どのようにしようと考えているのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市では、地産地消を食育に生かすために、牛久市営市場の職員も献立会議に加わり、市内の野菜、果物等の生産状況を反映させた献立づくりに取り組んでいます。そのほかの食材におきましても、市内産を優先して使用しています。

給食食材の牛久市産の使用率としましては、昨日も答弁をさせていただきましたとおり、令和4年度に行われた県の地場産物の活用状況調査において、食材数ベースで53.1%という結果になっております。

有機農産物の活用につきましては、現在、牛久市におきましては、有機食品のJAS（日本農林規格）に適合した生産が行われてはおりません。地場産物の活用を促進する観点からも、有機農産物の使用には至っていない状況です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 有機農産物については、今後、積極的に考えていてもらいたいというふうに思いますが、次に、牛久市は、現在の小中学校における給食費の物価高騰分を免除していますが、その免除の金額と給食費総体に対する割合はどの程度になるのか、また、経済的な理由等による免除の対象者数、金額割合についてもお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 近年の物価高騰による食材費の値上がりに対して、牛久市では、保護者の負担軽減支援として、令和4年度において、給食賄い材料費の約1割分に相当する額の公費を投入し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、給食費を改

定することなく、栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めてまいりました。これは令和5年度においても同様です。

令和4年度における食材の高騰、物価高騰分としましては約3,600万円となっており、賄い材料費の支出全体に対する割合は9.1%となっております。また、牛久市においては、生活に困窮する世帯に対して、生活保護及び就学援助として給食費を支給しております。令和4年度の実績としましては、要保護・準要保護の対象となる児童生徒438名に対して約2,000万円の免除を行っており、同じく賄い材料費の支出全体に対する割合は約5%となっております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 学校給食費の無償化は、既に政府・与党でも重要課題として取り上げられております。その費用は約5,000億円程度という試算もあり、軍事費倍増のための43兆円と比較しても、突出して大きなものではありません。全国市議会議長会でも、国において給食費無償化を実現するよう要望する決議を、本年6月の定期大会で採択しています。それほど遠くない時期に実現するものと確信をしているところでございます。

牛久市では、小中学校給食費の完全無償化のために必要な経費、今、回答された既に免除されている部分と、これから不要となる経費等を除外した、新たに必要な経費はどのくらいになるのか、お聞きします。

それは、牛久市として、決して小さい金額とは思いません。市長は、段階的に進める意思を表明されていますが、税金の公平な使い方を巡って市民の理解を得ることからも、そのほうが良いのではないかと私も思います。さらに財源を巡っても、ふるさと納税やクラウドファンディング、国や県の様々な補助金、交付金を探し出すこと。あるいは明石市の例にあるように、市民が安心して子供を産み育てることができる魅力ある市に成長させ、多くの新市民の移入を促進し、税収を確保することも期待されます。

特に、牛久市の場合、子育ては進んでおり、保育園の待機児童解消、小中学校での学び合い、児童クラブ等に加えて、給食費の無償化もそろえれば、若い新市民の移入を大いに促進するものとなると思われます。支出面における整理も含め、まさに政治的手腕が求められます。新市長には、この面でも強いリーダーシップを期待するものですが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 杉森議員の質問にお答えいたします。

牛久市内の公立幼稚園、小中・義務教育学校の給食費を完全無償化にした場合、既に免除されている物価高騰分と就学援助分を除いた場合、令和5年度予算を基準にすると約3億800万円の歳入を見込んでおりますので、新たにその分の予算が必要となります。

その給食費の無償化を実現するに当たっては、子育て世代以外の市民に対する理解を得ることも大変必要なことであり、無償化の背景や意義など、丁寧に広く周知していきたいと考えております。

また、さきに答弁しましたとおり、現在、令和6年度予算の編成に向け、各課において予算要求を行っているところでありますので、一般会計、特別会計及び企業会計の要求額を把握した後、

歳入面では、市税や譲与税交付金など、経常的な収入の今後の動向を見極め、一方、歳出面では、既存事業の縮小や廃止を含め、費用の見直しを図り、新規事業を含めた事業の取捨選択を実施しながら、小中学校の給食費の無償化が早期に実現できるように、財源の確保に向け、前向きに検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ぜひとも強いリーダーシップを期待しているところでございます。

第2の質問は、介護保険の負担増と、高齢者向け住まいについてであります。

介護保険制度は、3年に一度、大きな見直しが行われ、今回は2024年、来年4月に予定されています。今回は、利用料2割負担対象者の拡大、あるいは高所得者の1号保険料の負担見直し等が図られているともいわれています。

2000年に介護の社会化、自己決定によるサービスの自由な選択など、聞こえのよいフレーズで開始された介護保険制度であります。見直しのたびに改悪され、現状は経済的格差がサービス利用の格差となり、低所得者ほど必要なサービスを利用できない仕組みとなってきました。

岸田首相は、防衛費の2倍化を主張していますが、5年間で43兆円の増額を必要とします。介護利用料の無料化は約1兆円でできるといわれています。介護労働者の200万人の処遇を改善し、全産業並みの収入にするためには、月8万円程度を上げることが必要ですが、それでも2兆円程度で済むといわれています。何を優先すべきかは明らかではないでしょうか。

他方で、65歳以上の高齢者数は全国で、2025年には3,657万人となり、2042年にはピーク、3,878万人を迎える予測です。また、75歳以上の後期高齢者の全人口に占める割合も増加していき、2055年には25%を超えるといわれています。

厚労省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するとしています。

市は、2024年の介護保険見直しに向けて、どのような視点で臨もうとしているのか、まず伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 第9期の牛久市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に当たっては、国から見直しのポイントが示されております。主に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えることや、複合的な在宅サービスの整備の推進などが上げられております。また、キーワードとしては、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実、地域共生社会の実現などがあります。市といたしましては、これらの視点を持って策定に当たっております。

牛久市人口ビジョンによりますと、2050年頃に高齢者人口のピークを迎える推計になっておりますが、ここ数年の人口推移を見ますと、実際には早まるものと見込まれます。国から示されたポイントや市の人口、ニーズ調査結果等を踏まえ、県との連携を取りながら、介護保険運営

協議会での議論を踏まえ策定してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 介護保険の費用は増大の一途であるということは事実であります。ICTの活用等も含め、費用削減をどのように図るかということも必須の課題です。この点について、牛久市はどのような考えを持っているのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 昨日のお答えと重なる部分もございますけれども、システム化ですとかICTの活用につきましては、費用削減の観点はもちろんのこと、認定結果が出るまでの日数の短縮などのメリットもあると考えております。

そういったものの導入は、真に必要であるという認識の下、既存のシステムとの連携ができることを前提に、補助金の活用も視野に、導入済みの自治体の状況など調査研究を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 厚労省は、高齢者向け住まいとして、持家あるいは賃貸などの一般住宅のほかに、家屋の状況、家族の状況等の理由で、一般住宅での生活が難しい高齢者に対しては、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム等を確保するとしています。

そこでまず、市内の65歳以上の高齢者の人数、高齢者だけの世帯数、あるいは一緒の世帯数を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、市内65歳以上の高齢者の方の数ですが、9月1日現在で2万5,432名です。次に、高齢者だけの世帯数及び高齢者が同居している世帯数につきましては、65歳以上の世帯の内訳は統計がなく、住民基本台帳上では、同居であっても世帯分離をしているなど、実態にそぐわないことも多くあることから、国勢調査の結果でお答え申し上げます。

直近ですと、令和2年10月1日を基準日として実施された国勢調査に基づきまして、高齢者だけの世帯数は8,533世帯、高齢者が同居している世帯数は6,577世帯です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 それら的高齢者の中で、一般住宅での生活が難しい高齢者に対する高齢者向け住まい、これに居住する高齢者はどの程度存在するのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 そのような高齢者の方を主として保険者として全体を把握する仕組みがないため、大変申し訳ありませんが、そういった数字をお答えすることができません。申し訳ございません。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 これからの施策の中で、それらに対する調査というものも検討をお

願いたいと思います。

次に、特養の入所条件は、年齢65歳以上で、介護保険で要介護3以上の方、あるいは年齢40から64歳で、特定疾病が認められた要介護3以上の方、特例により入居が認められた要介護1から2の方であります。グループホームは、基本的に要支援2ということになっております。牛久市では、要支援1の方、要支援2から要介護2の方、要介護3以上の方はどのくらいおられるでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 本年7月末時点の数字となりますが、介護保険認定者3,628人のうち、要支援1の方が494人、要支援2から要介護2までの方が1,924人、要介護3以上の方が1,210人となります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 要介護2以下の方が大変多いということが分かると思います。

次に、65歳以上の高齢者の年収を聞きます。100万円未満、100万円以上200万円未満等、100万円区切りで、1,000万円以上までの世帯数と割合を示していただきたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 年収ごとの世帯数と割合ですが、世帯での把握が正確にはできないことから、本年1月1日現在の個人市民税基本台帳に基づき、世帯ではなく個人でのお答えとさせていただきます、総所得金額で区分したものをお答え申し上げます。

まず、65歳以上の高齢者全体の人数は2万5,246人でした。その上で、100万円未満が1万5,127人で60.6%、100万円以上200万円未満が5,736人で23.0%、200万円以上300万円未満が2,245人で9.0%、300万円以上400万円未満が885人で3.5%、400万円以上500万円未満が385人で1.5%、500万円以上600万円未満が153人で0.6%、600万円以上700万円未満が95人で0.4%、700万円以上800万円未満が67人で0.3%、800万円以上900万円未満が37人で0.1%、900万円以上1,000万円未満が29人で0.1%、1,000万円以上が189人で0.8%となっております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 年収100万円未満の高齢者が6割超ということです。市は、高齢者の中での、特に低所得者層の拡大と、医療介護の需要の拡大、これらにどのように対処しようとしているのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず一つには、その方の個別の事情によって対応ですとか、対策ですとかが変わってくると思われまますので、そういった辺りを細かく聞き取って、例えば生活保護といった制度につなげるといったような、そういった対応があるのかなと、まず思われます。

次に、介護や医療が必要な状態にならないように未然に防ぐという対応、これは既に取り組んでおりますが、活発体操などの運動に参加していただいたり、各種健診をしっかりを受けていただいたりといった取組、こういったものがありまして、需要を拡大させないことも対処であるというふうに思っております。

また最後、市としてというところからはそれるかもしれませんが、御質問の件は全国的な傾向、あるいは問題であるというふうにも思われますことから、制度として何か対応が望まれるということがあろうかと思われます。

住まいからは離れますが、一例を挙げますと、介護保険料は所得に応じて、9つの段階に分けて御負担をいただいておりますが、とりわけ第1から第3までの低所得段階の方には、もともとの公費負担に加えて、国・県・市が保険料軽減のための負担を制度として行っております。先ほど申し上げましたような、市としての対処もさることながら、このような制度、仕組みが必要になるのではないかとと思われるところもございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ある大手不動産住宅情報サイトによれば、茨城県の有料老人ホームの入居時の費用は、相場で1,575万円だそうです。月額費用は18万4,000円といたします。サービス付き高齢者向け住宅は、入居時費用の総和が13万5,000円、月額費用は12万2,000円といたします。牛久市内では、高齢者向け住まいの入居費用の相場はどの程度でありましょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 一般に、高齢者向け住まいと呼ばれるものには、介護保険サービスである特別養護老人ホーム、認知症高齢者向けグループホーム、介護付き有料老人ホーム等があり、介護保険サービス外として、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等があります。それぞれに施設の位置づけ、入居対象者、設置主体などが異なります。

入居費用についてですが、特別養護老人ホームを例に、国が定める水準額を基に試算をいたしますと、最も安い場合で月額およそ11万円、最も高い場合でおよそ20万円となります。幅がございまして、介護度や所得に応じた本人負担割合によって変わるためでございます。食費、居住費、日常生活費は施設によって全く異なるため、この金額を超える場合もございます。

逆に、住民税が非課税で、かつ収入及び預貯金の額が一定の基準以下の方の場合は、食費等の本人負担額に上限が設けられることで、この金額を下回る場合があります。また介護保険サービス外の施設については、介護保険サービスの施設より高額となる傾向にあり、入居そのものに一時金が必要となる場合などが様々ございますが、詳細については、申し訳ありませんが把握しておりません。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 経済的な理由等で、特養に入居を希望しても入れない要介護3以上の待機者は、今何人くらいおられるのか、また、要介護2以下の人で、高齢者向け住まいに入れない人はどの程度なのか、お聞きします。

高齢者で年金暮らしの世帯は、全世帯の約半数を占め、年金受給者のうち、約45%は国民年金で、その受給月額が約6万円台が一番多く、生活は決して楽ではありません。OECD諸国の中で、日本の貧困率は高い順から4番目です。特に、高齢者世帯の所得は、その他の世帯平均と比べて低く、150万から200万円未満の世帯が最も多くなっています。

そのため、65歳以上の生活保護受給者は増加傾向にあり、2020年で105万人、生活保護受給者全体の52%、つまり過半数であります。家屋の状況、家族の状況等の理由により、一般住宅での生活が難しい高齢者に対する住まいの提供が求められますが、どのような対策を考えているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 当市の特別養護老人ホーム待機者ですが、県調査の速報値によりますと、本年4月1日現在で96名であり、前年の確定値に比べ21人の増となっております。

市が把握する待機者は、特別養護老人ホームのみとなり、要介護2以下の方、要支援1から要介護2までで、高齢者向け住まいに入れられない方の人数につきましては、申し訳ありません、先ほどと同様、把握する仕組みがなく、お答えすることができません。

対策ですが、国が第9期計画のポイントとして上げている複合的な在宅サービスの整備を推進することにもつながってまいります。要介護2以下の方々は、在宅サービスを活用し、住み慣れた地域で暮らすことが比較的可能な状態であるため、高齢者向け住まいに入れず困っている状況について個別に対応し、解決していくことが大切であると考えております。そういった解決ができれば、高齢者向け住まいに入ることができなくても、在宅のまま生活を継続することができ、待機ではなくなるといえる部分もあると思います。

今後、介護保険運営協議会における住まいの在り方の議論を注視しながら、引き続き、ケアマネジャーや地域包括支援センターとも連携しながら、寄り添った対応を心がけてまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 最後の質問は、人事行政についてであります。

牛久市は、常勤職員数の慢性的不足が続き、むしろ悪化しています。職員定数条例による牛久市の常勤職員の定数は545人ですが、常勤職員は、2000年に508人であったものが、2020年には357人に減りました。この間、市の人口は2000年の7万3,000人から2020年に8万5,000人に、約2割増えたにもかかわらず、職員数は逆に3割減ったのであります。

市は、2020年12月の定例会で、私の質問に対し、次のような回答を行いました。7年後には15名の採用を予定し、2027年の職員数の目標を390名としている。これが答弁でした。

そして、この目標とする職員数は、定年を迎え退職する職員数と、新たに採用する職員数を基本に算出し、人口と産業構造の2つの要素を基準として、各自治体が分けられた類似団体の中から、近年合併していないなどの条件の類似した市の職員数を参考にしながら検討し、設定した

人数と説明しています。

根本前市長になってから、牛久市は、常勤職員数を増やす計画だったと思いますが、2015年、2019年、2023年の常勤職員数の推移、そして2022年当初の採用計画数と結果、その理由について伺います。そして、今後の職員採用計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 常勤職員数の推移ですが、定員管理上の職員数が、2015年度341人、2019年度358人、2023年度353人で推移しております。

また、2022年度当初の採用計画では21名の採用を予定し、13名の職員を採用いたしました。当初の採用予定人数からは8名少ない結果となりましたが、その理由といたしましては、試験途中や採用内定後において辞退があったこと、職種によっては応募がなかったことが上げられます。

今後、令和10年度に430人の職員を確保できるよう、計画的な採用を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 職員を増やす計画であったものが、逆に減ってしまったという結果となっています。職員採用の予定数に満たない採用数というのは、何が原因と考えられるのか、なぜ採用試験を続けないのか、会計年度任用職員の常勤化も含め検討すべきではないのか、また、採用予定数自体が少な過ぎないのか、そして、途中で辞退、転職する人も含めた採用数を考えるべきではないのか、これらについて質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 まず、職員採用の予定数に満たない採用数について考えられる原因でございますが、様々なことが考えられると思われまます。最も影響を受けていますのは、ほかの官公庁等との併願による職員試験辞退者が増加していることだと考えております。また、採用予定者数の確保ができていない場合は、同年度中に再度採用試験を実施し、可能な限り採用予定数を充足できるよう努めております。

会計年度任用職員の常勤化につきましては、地方公務員法における任用の根本基準に基づき、職員の採用は競争試験または選考によるとされていることから、当市における会計年度任用職員としての勤務経験を条件とした受験要件の緩和については、現在のところ考えておりません。会計年度任用職員で常勤職員としての採用を希望する方は、一般の方と同様の条件で採用試験を受験していただきたいと考えております。

また、採用予定数については、定年退職のほか、中途退職や執務室のスペースなども考慮した人数で採用計画を作成しております。また、予定外に退職があった場合には、採用計画の人数を前倒しして対応しております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 杉森議員の御質問なんですけど、補足としまして、私もこの件、就任してすぐ担当部局に確認いたしました。実際、毎年毎年この採用試験を行って職員の確保には努めているといったことは、数字上、私も把握できたんですが、なぜ増やすことができないのかといいます

と、要は受かった職員が翌年度には違う省庁に行ってしまう。要は、近隣の自治体に移ってしまうといった現状がございます。

これはなぜ起きるのかということは、その当事者に話を聞いたわけではございませんけれども、私を感じる場所に、例えば隣にはつくば市がございます。つくば市に行く職員というのは、やっぱりその自治体のイメージというものが非常に大きいのかなというふうにも思っております。茨城県に移った方も恐らくそうだと思います。その地域としてのイメージというのは、これは長い間築いていかななくてはならないとは思って、それはもちろん努力はしていくんですが、現在そうしたほかの自治体よりもこの牛久市が勝っている。職員に対して働きやすい環境だけは、これはほかの市町村には負けないような環境だけはつくっていかなくてはならないのかなというふうに思っております。

そういったことから、私は今年採用する職員に関しましては、予定よりも若干名多く取ってほしいということも伝えました。そういったことから、来年からそういった数字的に表れるのかなといったことと、あと先々定年を迎える方が、公務員は定年の年齢が上がっていきますので、その分、若干、80名足りないところが、先々考えていきますと40名で収まるといったことにもなってくるかと思っておりますので、今述べたことを総合的に判断しまして、この職員の確保には努めていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 職員が流れるということですね。ほかのところへ行ってしまう。これはイメージの問題もあるかというふうに思いますけれども、次の給与の問題、これがもう一つ大きな問題になっているかというふうに思います。

実は、牛久は牛久からつくばに流れる人も結構いるということですが、つくば市も悩みを持っていて、つくば市は都庁のほうに流れてしまうそうですね。結局、あるいは国家公務員を目指す人も結構いると。条件のいいところへどんどん行く。今はネット社会で、生涯年収という、生涯収入の比較とか、そういうのはすぐできてしまうというふうな状況の中で、若い人は、そういうのにかなり敏感だというふうなことであります。

要は、そういった流れるということを前提にして、どのくらい採用計画を立てるのかということが必要なんではないかというふうに思うわけでありまして。少な過ぎるんではないかと思っております。そういったことを申し添えながら、次の給与について伺います。

牛久市は、極めて低い給与水準が続いていますが、一般行政職の平均年収について、県内、特に県南の他自治体と比較して、どのように認識しているのでしょうか。また、牛久市職員のラスパイレース指数、すなわち国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与水準を指す指数はどのくらいか、その県内順位はどのような状況にあるのか、お聞きします。

牛久市の極めて低い給与水準は、職員採用が思うようにいかないことにも大きく影響していると思われませんが、今後の給与施策をどのように考えているか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 令和4年度の平均年収について、これは試算にはなりません

が、県南6市との比較ですが、県南6市の平均が620万3,800円に対し、当市は691万6,000円と、やや高い状況にはございます。

また、ラスパイレス指数については、令和4年4月1日現在、当市は95.0%、県内順位が41位となっております。県内の他の自治体に比べ、低い水準でございますが、令和3年度から副参事職を設け、給与体系の見直しを図ったことにより、若干ではございますが、順位の上昇が見られました。

今後とも、人事院勧告や類似団体、民間企業の給与動向に注視しながら、適正な給与水準の維持に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 牛久市の昇給の速度を上げるということは検討されているのか、また、役職になれない職員の上限を緩和する、こういったことは検討されているのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

昇給の速度を上げることについてですが、国家公務員の給与に準拠しているため、現時点では、その昇給速度を調整することは検討しておりません。

また、役職になれない職員の条件の緩和についてですが、昇給は人事評価の結果等に応じており、上限を設けているものではございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、労働時間について伺います。

牛久市は、常勤職員が慢性的に不足しているために、長時間労働、特に長時間時間外労働、サービス残業もあると聞いています。時間外労働の上限規制の内容をまずお聞きします。さらに、時間外労働の月平均、法定上限の月45時間以上者数、以上の人ということですね。それから、過労死ラインとなっている月80時間以上の人の人数、年休の処理数、介護休暇取得者数、育児休業取得者数、分限・懲戒処分数について、2015年、19年、22年の推移をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の時間外労働の上限規制につきましては、平成30年に人事院勧告により示された45時間を上限として運用を図っております。

時間外勤務の月平均時間、月45時間以上の職員数、月80時間以上の職員数、年次有給休暇処理数、介護休暇取得者数、育児休業取得者数、分限・懲戒処分者数の推移ですが、2015年度、2019年度、2023年度でそれぞれ時間外勤務の月平均時間が9.1時間、11.3時間、13.7時間。月45時間以上の職員数が199人、296人、令和5年度は8月集計分まで170人。月80時間以上の職員数が35人、67人、令和5年度は8月集計分まで42人。年次有給休暇取得日数が年平均で8.0日、9.3日、令和5年度に関しましては、年度中での

集計が現在できていませんので、把握できておりません。介護休暇取得者数が1人、0人、2023年度令和5年度は10月1日現在1人。育児休業取得者数が5人、1人、本年度は、10月1日現在8人。休職処分者も含めた分限・懲戒処分者数が18人、16人、本年度10月1日現在11人で推移しております。

時間外勤務職員数が増加傾向にございますのは、特に、コロナ感染症対策業務やマイナンバーカード発行ポイント付与業務など、新たな事業の増加や、業務量に対し、必要な職員数を確保できていない状況が主な要因となっていると考えます。

時間外勤務の縮減に向け、業務の量・質をよく把握することで、適正な人材と職員数の配置を行い、時間外勤務の多い部署については、管理職ヒアリングを通じ、実態の把握と、時間外勤務を減らし、業務効率を高めるための対策を講じているところです。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 端的に言えば、人が足りないということだというふうに思いますが、法定上限の月45時間、あるいは過労死ラインの月80時間を超えている職員が、これだけいるという状況ですね。これは、やはり早急に対処していく、一遍に全部ゼロにするかどうかというのは別にして、確実にやっていっていただきたいというふうに思います。

次に、労災職業病とハラスメントについて伺います。

常勤職員が慢性的に不足している、これはやはり根本的な問題になっているかというふうに思いますが、これは、長時間労働、長時間の時間外労働につながりやすい。そしてそのことが、心身の過労から、労災職業病やハラスメントも発生しやすくなるといわれています。

そこで、療養休暇取得者数、仕事中的交通事故発生数、ハラスメント発生数について、2015年、19年、22年の推移をお示しください。それらへの対策も聞きます。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 療養休暇取得者数、公務中の交通事故発生件数、ハラスメント件数の推移ですが、2015年度、2019年度、2023年度になるんですけども、それぞれ療養休暇取得者数が9人、16人、2023年度は10月1日現在20人。公務中の交通事故発生件数が21件、21件、本年度が今のところ8件ですね。ハラスメント件数は、それぞれの年度、現在のところゼロ件で推移しております。

療養休暇者については、ここ数年、増加傾向にございます。取得理由は様々ですが、メンタルに起因するものが多くなっている状況でございます。療養休暇者が出た場合は、所属長や職員にヒアリングを行って、その原因を可能な限り特定し、休暇期間中も連絡を密に取り、病状の把握に努め、必要であれば面談を行うなど、療養後の職場復帰に向けた取組をしております。

また、公務中の交通事故については、増減に関し、特徴的な傾向は見られませんが、定期的にまた事故の増加傾向が見られた場合には、随時、全職員に向けて注意喚起を行うほか、県警からの派遣職員による交通安全講習を年1回、全職員向けに実施し、交通事故防止に向けた取組に努めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ハラスメントの相談がゼロということですが、私の下には、窓口に行っても親身になって相談に乗ってくれないという話も聞きます。職場の労働環境を改善するために労働安全衛生法があり、牛久市には牛久市職員安全衛生管理規則があります。それらに規定されている安全管理者、産業医等の役割は、昨年度どのように行われているのか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 御質問に対する昨年度の実施状況でございますが、安全衛生委員会は4回実施いたしました。月1回の開催を目指しておりましたが、昨年度は四半期に1回の開催という状況でございました。

また、職場巡視に関しても、1回の実施にとどまることになっていることから、今後は、安全衛生委員会の開催回数を月1回ペースとし、職場巡視についても適正に実施できるよう、委員会においても協議を進めているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 今のお話でちょっと気になったところは、安全管理者及び衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指示により、少なくとも毎週1回、作業場等を巡視するというふうになっているかと思えます。毎月1回やるのは産業医ではないかというふうに思いますので、後ほど御検討いただき、照らし合わせていただきたいと思います。

次に、非常勤職員である会計年度任用職員について伺います。

牛久市では、2022年4月1日現在で、会計年度任用職員563名に対し、常勤職員は408名で、その中には、再任用職員47名が含まれており、それを除くと常勤職員は361名にすぎません。圧倒的多数が非常勤、すなわち会計年度任用職員に依拠しており、常勤換算にしても約半分を占めています。

牛久市は、年齢構成の問題がよくいわれていますが、それ以上に、非常勤職員である会計年度任用職員の占める率が異常に多いことのほうが重大な問題であります。

まず、会計年度任用職員の問題について質問するわけですが、会計年度任用職員の中には、常勤職員を目指す方も少なくないと聞いています。牛久市は、常勤職員採用試験で年齢制限を行っており、試験を受けたくても受けられない状況にあります。このことは、非常勤として長年働いてこられた方に大変失礼な扱いをしていると思われまます。

牛久市は、職員の年齢構成で若い人が少ないことを理由としていますが、募集しても人が集まらないという現状からいって、年齢制限をさらにかけるということは逆効果であり、年齢制限を撤廃して、もっと人を集めるべきではないでしょうか。

さらに、非常勤としての経験を生かして、さらに牛久の公共サービスを充実させるために、期待できるにもかかわらず、それを活用していないということは、人事施策としても不合理極まりない話ではないでしょうか。年齢制限の撤廃について執行部の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 常勤職員の年齢制限については、職員の年齢構成に偏りが見られる。特に30代半ばから40歳までの職員が不足している状況を是正し、年齢構成の平準化を最優先課題としているため、年齢制限を撤廃することで想定されるターゲットから外れた高年齢層の受験者の増が、当市の職員採用の方針に少なからず影響を及ぼすものと考えられ、撤廃を行っておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 さっき言った質問に対する答えとしては、大変不十分なものではないかというふうに思います。しかし、それについてはまた改めて質問をしていきたいというふうに思います。

次に、牛久市の会計年度任用職員は、全員がパートタイム扱いになっています。フルタイムではないために、何年働いても退職金はありません。週に5日間フルに働いても、1日に常勤職員より15分少なくさせられることによって、パートタイムにされているのが現状です。

2022年12月23日付の総務省自治行政局公務員部長の通知、会計年度任用職員制度の適正な運用等については、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適切ではないとして、特にフルタイムより1日15分短く設定するという事は、改正法の趣旨に沿わないと指摘していますが、このことは、まだ続けるつもりでありますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員の雇用に当たり、パートタイムであることにつきましては、会計年度任用職員の制度導入以前から同様の業務時間であったことや、会計年度任用職員が制度上、常勤職員が担う業務を補助することを市が想定しておりまして、担任する業務内容や業務量を踏まえた勤務時間数であることを勘案すれば、フルタイムではなく、パートタイムでの任用が適正であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 会計年度任用職員は、今おっしゃったように、そもそも補助的な役割を果たすべきものということが建前になっています。しかし牛久市の場合、補助的なもので済まない。例えば、企画、様々な立案をするときにも、常勤職員だけでなく、むしろ会計年度任用職員が起案をしている。こんなことも少なくないと聞いています。

そういった状況の中で、会計年度任用職員を15分短くする。そして、パートタイム扱いをするということは、すぐに改善すべきではないか。法の趣旨に沿っていないのではないか、そのように思いますが、再度質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 起案というお話がございましたけれども、起案に関しましては現在ではさせておりません。決裁権限、責任のある仕事に関しましては、補助的業務というこ

ともございますので、現在はしないように各課に伝えております。

ただ、実態として業務の内容など、調査のほうはしておりますので、その内容を見ながら、きちっと適正な形で運用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 補助的な役割の会計年度任用職員も、コロナのときには残業までするというふうな話も聞いております。ぜひ、この問題についても、再度検討をしていただきたいというふうに考えます。

次に、勤勉手当の不支給についてであります。

総務省の資料によれば、会計年度任用職員に対する期末手当については、2022年度4月時点で、全ての地方自治体でほぼ100%支給されていると聞いています。

さらに、同時期に国の非常勤職員の多くに勤勉手当も支給しているという状況になったことを踏まえ、参議院の総務委員会で大沢公務員部長が、期末手当、勤勉手当とも、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ、継続して6か月、週15.5時間以上勤務する者を支給対象とすることが基本であると考えていると述べました。さらに参議院では、地方自治法改正への附帯決議で、令和6年、すなわち来年からの支給開始を明記しました。勤勉手当の支給に関する市執行部の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 勤勉手当につきましては、勤務形態による対象要件は設ける予定でございますが、令和6年度からの支給を検討しております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ぜひ円滑に実施していただきたいと思います。

次に、会計年度任用職員に準用する給料表は、1級、2級のみ状況についてであります。

まず確認のために、常勤職員の給料表は何級までであるのか、また既に2級の最高号俸まで行っている会計年度任用職員、5年以内に到達する会計年度任用職員の数を伺います。そして、なぜ2級までなのかを質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 まず、給料表が1級及び2級のみであることにつきましては、例えばその上位級である3級の職員に求められる職務能力が係長級であることを鑑みますと、補助的な業務を担う会計年度任用職員の業務内容、求められる成果や責任の度合いを踏まえ、係長級と同種同等の職であるとはみなすことはできないことから、現在の給料表の給与が適正であるというふうに考えております。

○諸橋太一郎 議長 暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 失礼いたしました。

常勤職員に関する給与表の級ですが7級でございます。

そのほかの御質問に関しましては、後ほど報告させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 最後に、障害者の雇用政策について伺います。

2023年に厚生労働省職業安定局長は通達で、障害者雇用率を国及び地方公共団体にあつては3.0%に改め、2024年4月1日に施行するとしました。

そこで、牛久市の現在の障害者雇用率と、障害者雇用の円滑化のために採用後の合理的配慮のための手順の実行状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の障害者雇用率は、令和5年6月1日現在3.35%であり、障害者の雇用の促進等に関する法律が要請する雇用率である2.6%は達成しておりますが、一方で、来年度令和6年4月1日からは3.0%に引き上げられることを踏まえ、まずは法定雇用率を達成することを目標に、常勤職員における障害者の受験枠を継続的に実施してまいりたいと考えております。

また、障害を持った方の採用後の合理的な配慮といたしましては、ハローワーク職員による採用後の面談や、障害者職業生活相談員である人事課職員による就労相談を活用するなど、障害を持って勤務する職員への十分な配慮を行い、誰もが働きやすい職場づくりを行ってまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 2020年時点の数字で大変恐縮ですが、牛久市では様々な障害者手帳を持っておられる方が約4,400人おられるとなっております。当時の牛久市の人口8万5,000人の約5%に相当をいたします。

今後、障害者にやさしい牛久市、これを実現するためにも、法定雇用率を上回る雇用率の目標、例えば、今申し上げました人口に占める率である5%を目標にすることも、積極的に検討すべきかと考えますが、市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 かなり理想的なというか、高い目標ということで、御提案ありがとうございます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、まずは法定雇用率を達成することを目標として、常勤職員における障害者の受験枠を継続的に実施するというところで、しばらくはやってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 段階を追ってということも大事かというふうには思いますが、ぜひ、やはり障害者にやさしいまちづくりということを目指す上でも、牛久市独自の目標というものについて検討をいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 杉森議員の先ほどの一般質問に対する私の答弁の中で、育児休業取得者数、2015年度の数を5人とお答えいたしました、6人の誤りでございました。大変失礼いたしました。

○諸橋太一郎 議長 次に、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 会派は市民クラブの黒木のぶ子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

このたび沼田市長は、「アップデート牛久」を掲げ当選され、誰もが牛久に住んでよかったと言える魅力のいっぱいあるまちをつくることとありますが、この言葉は、極めて具体性に欠けていると思いますので、極めて総論的ではありますが、そのことから次のような質問をいたします。

討議資料の記述の内容でありますので、本来は全ての質問に対し、市長から答弁をいただきたく思うのですが、市長は就任早々でありますので、その辺につきましては、なかなか適切な答弁がいただけないと思いますので、所管からいただいても結構なので、流動的にお願いいたします。

市長も御存じのとおり、早急に課題解決をしなければならない案件が2つあり、1つは、駅前のエスカード牛久ビル、もう一つは、平成30年12月に撤退し、現在、市の第三セクターとして営業しております牛久シャトーの案件であります。

市長もシャトーにつきましては、今回の選挙の討議資料に記述されておりましたが、牛久シャトーは、発展的な見直しをすることとありますが、どのような見直しなのか、その内容を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 黒木議員の質問にお答えいたします。

牛久シャトーにつきましては、単体の施設として考えるのではなく、牛久市全体のまちづくりの中で、牛久シャトーがどのような役割を担っていく施設となるのかという点から検討していく

必要があるものと考えております。

牛久市の交流人口を増やし、にぎわいのあるまち、元気のあるまちづくりを進めていくためには、牛久市のシンボルである牛久シャトー、市外からの人を呼び込む拠点、公園のような牛久市民が憩える拠点、そして牛久市を全国に発信する広告塔として、牛久シャトーの価値を存分に活用するとともに、牛久駅周辺の事業者とも連携を深めることで、駅周辺の活性化、さらには牛久市全体の発展へとつなげていく取組を進めていくことが、今、牛久市が目指すべきところであり、牛久市の発展につながるものと考えております。

これまで、牛久シャトーに対する牛久市の関与は、最小限に抑えられてきているという印象があります。牛久シャトーが民間企業の所有物であり、それを牛久市が賃借し、牛久シャトー株式会社に転貸している。また、第三セクターが運営主体であることから、その考えについて全てを否定するわけではありません。

しかしながら、牛久市の発展を実現するためには、牛久シャトーがその一翼を担う重要拠点として、それにふさわしい観光整備やPR等について、これまで以上の積極的な関与についても検討してまいりたいと思います。

また、黒木議員から、私に対して、「アップデート牛久」、非常に分かりづらいといった厳しいお言葉もいただきました。次回はもっと黒木先生に分かりやすいキャッチフレーズを考えるようにいたしますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 市長が言う「アップデート牛久」というのは、私だけじゃなくて、皆さん、市民皆さんが分からなかったというふうに、皆さんの声が寄せられておりますので、今後、自分だけ理解できるような言葉をあまり使わないでほしいというふうに考えてはおりますので、よろしく願いいたします。

次の質問といたしまして、2021年4月から2023年3月まで設置しておりましたエスカード牛久ビルと牛久シャトー対策検討特別委員会での牛久シャトーに対する審議内容を、どのように考えられるのか、お聞きいたします。

市長におきましては、就任されたばかりなので、内容の一部を抜粋しましたので、次のことをお聞きいたしたいと思います。

まず、施設内の電気・水道等のインフラの修繕、牛久シャトーの売りでもあります桜の老木化、そして広い敷地の雑草等の除去などなどに多額な財源が必要であることから、この財源について市長の考えをお聞きいたします。

また、日本遺産として観光振興策としての利活用のため、ワインと食のまち牛久をどのように構築され、活性化させ、市民の期待に応えられるのかを併せてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 特別委員会の報告書では、牛久市議会も含め、多くの方々がまちのシンボル、ランドマークとして牛久シャトーの復活を望んでいるというふうに感じております。

そして、牛久シャトーを核として、地域の活性化につなげるため、観光資源としてだけでなく、

市民が常に利用できる場としての保存活用を図るべきであり、その具体案として、魅力的な食の開発、市役所内は当然ながら、商工会等との連携、情報発信の強化、園内環境の整備、マルシェ、イベントの定期開催などの提案がなされたものであると認識をしております。

先ほど市長からの御答弁でもありましたが、牛久市のまちづくりを考える上で、交流人口を増やし、にぎわいのあるまち、元気のあるまちづくりを進めていくためには、牛久シャトーは重要な拠点であると認識をしており、特別委員会からの提言は大変有意義なものだと捉えております。

特に、情報発信の面では、茨城県との連携をこれまで以上に密に図りながら、牛久シャトー、牛久市の魅力を全国のより多くの方々に届けられるよう発信してまいりたいと考えております。

提言に示されておりますオール牛久での牛久シャトーの再生を進め、牛久市が、にぎわいがあり、元気のあるまちとなるよう、まちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、これまで以上に御協力賜りますようお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきましたけれども、先ほど申しましたように、この温暖化の時代、本当に道路から見ると、もう草がぼうぼうで、もう荒れているような感じで、本当に人の手が入ってないという状況の中で、財源をどういうふうにするのか、第三セクターでありますので、その辺について答弁が漏れていますので、答弁してください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久シャトーの環境整備につきましては、これから来年度の予算編成を進めるわけでございますので、その中で聞き取り等を行いながら判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 来年度令和6年度の財源の中で、本当に地域の人たちとの協力、そして牛久から情報発信ということで、やっぱり皆さん、市民の人たちは、大変シャトーというのは、先ほど部長のほうからも御答弁ありましたように、もう牛久の市民にとりましてはランドマークですので、外から見たときにあのような状態でないように、きれいに整備した形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、牛久シャトーの発展的な見直しについての3番目の質問になりますが、牛久駅前から牛久シャトーにかけて、かつてのにぎわいを取り戻したいとの考えですが、現況を調査しても、にぎわいとか活性化という言葉とは縁遠く、駅前としては元気がなく、例の竹下政権下での1億円で造りました橋があるためなのか分かりませんが、市長が討議資料の中でおっしゃっておりますような、にぎわいを取り戻すということは、大変厳しいものではないかというふうにご考慮しているところですが、この辺につきまして、どのようなにぎわいづくりをするのか、そしてまた、ビジョンをどのようにお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 平成30年12月に牛久市議会が決議した本市の観光振興に関する

る決議は、牛久シャトーの衰退が牛久市の経済や活力の低下を招くことを危惧されての決議であったものと認識しております。

これは、言うまでもなく牛久シャトーの衰退は、牛久市の経済、にぎわいに悪い影響をもたらす可能性があるということ、多くの皆様が認識されているものと考えております。しかし、裏を返せば、牛久シャトーの活性化が、牛久市の経済、にぎわいに好循環をもたらす可能性を大いに秘めているものではないかと考えております。

牛久市は、都心から近く、交通の便に優れ、さらには牛久シャトーは駅から徒歩で来られるほど近い場所に位置しているということからも、牛久市や牛久シャトーへの来訪者を増やすということを考えた場合には、立地に優れた地域となっております。

こうした立地条件に優れた牛久シャトーにおいて、商工会やぶどう園通り商店会をはじめとした地域事業者の皆様と連携した取組を展開することができれば、牛久シャトーのにぎわいの復活と、牛久市内の経済の安定、拡大へとつなげることが可能となり、さらに、牛久シャトーにいられた方々が、牛久市内を回遊していただくような仕組みをつくることができれば、その効果はより広範囲に、より強力にすることができるものと考えております。

こうした経済的な連携や、にぎわい創出の取組から検討を進めてまいりたいと考えておりますが、これらの取組は決して一朝一夕に進むものではありません。成功に至るまでには、様々な壁があり、それを一つ一つ乗り越え、さらに失敗も繰り返しながらの取組となるかもしれませんが、試行錯誤を繰り返しながらも、取り組んでまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今までのシャトーに対する牛久の、本当にいいアイデアもないままに、本当に市民の課題の一つに数えられていたという現状もありますので、これからしっかりとしたビジョンの下に、一つ一つ実現するための具体策を考えてやっていただかないと、今までの状況と同じような状況になっていくのではないかと大変危惧いたしますので、その辺につきましてよろしく願いいたします。

それでは、4番目の質問となりますが、牛久シャトーについての質問は、今までも多くの同僚議員が様々な視点から質問をしてきたところです。しかしながら、市民からは、牛久シャトーは全然ランドマークとしての役目を果たしてないという、大変厳しいお声が寄せられておるのも事実でございます。

私も牛久シャトーについては、第三セクターとしてオープンする前に、クラウドファンディングの実施や、PFIを提案した経緯がありますが、市民はやはり選挙のときの討議資料で、牛久シャトーは、一部ではなく、フル活動をすると市長は言っておりますが、どのように市長があそこの場所を選挙事務所という極めて個人的な使用にいたしましたので、それを突破口といたしまして、これから市民の人たちも、個人的に十分に利用できる、そのような今後の運営体制についてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久シャトーがにぎわいにあふれ、牛久市のシンボルとして将来

にわたり愛される施設となるためには、イベントの開催などにより、市内外の方々に牛久シャトーを知っていただき、そして実際に足をお運びいただき、皆様に牛久シャトーのファンになっていただくことが、活性化に当たっての重要な要素であると考えております。

本年3月に、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会により提出がなされた提言の中では、市民が気軽に訪れることができるマルシェやイベントの定期的開催を通じた地域連携の強化が掲げられており、実際に牛久シャトーにおきましても、こうしたイベントなどを開催した際には、非常に多くの方々に来訪していただき、牛久シャトーのにぎわい創出における大きな役割を担っていることから、今後はこの提言の内容も踏まえつつ、イベント等が定期的に行われる仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

今年度は、新たに鯉まつりの会場として利用されたほか、今後の新たな取組として、ハンドベルやゴスペル等といった音楽を活用したマルシェや、観光庁の補助を活用し、牛久シャトー黎明期当時の元勲らが楽しんだパーティーを、現代風に再現した食事会、また、本年10月から、国内最大級の観光プロモーションであるデスティネーションキャンペーンが、21年ぶりに茨城県で開催されることを受け、この契機を逃さないためにも、茨城県とも連携し、全国から人を呼び込むための体験型サービス、イベントも企画、検討されております。それぞれにイメージや趣旨も異なるイベントではありますが、牛久シャトーを活用したイベントの開催にも、徐々に広がりが見られております。

今後は、こうしたイベント等の定期開催に向け、オール牛久の一員として、市といたしましても積極的な支援を行うとともに、牛久シャトーの持つ価値を最大限に引き出す取組を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今御答弁いただきましたように、本当にあのシャトー、常に人が出入りできるような、そして日本遺産とか重要文化財という形ではなくて、気楽にいろんな、今、部長がおっしゃったようなイベントに使用できるような使い方をすることによって、本当に活性化が図られていくだろうし、まして、貴重な重要文化財ということでは、日本に誇る建築物でもありますし、そういう形で、いろんな、先ほど申しましたけれども、角度から利活用していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、本当に今、部長から御答弁があったように、ポテンシャルが高いことから、うまく運営することで、地域の交流促進が図られ、必然的に交流が図られることで活性化されるというふうに考えるところです。

看板や希望的観測ではなく、トップリーダーは結果責任ということで、市長、結果責任ですからね。でありますので、市長は牛久シャトーに関して、安易に税の投入については避ける工夫をしていただき、ランドマークである牛久シャトーに対し、市民の期待に沿うように頑張っていたできるように申し添えて、次の質問に入ります。

続きまして、国保について質問いたします。

国保は1961年にスタートし、国民皆保険という制度で、世界で唯一である権利が認められ

ているわけですが、1970年に高齢化社会、1994年に高齢社会、2007年に超高齢社会に突入し、今や人生100年時代と推移しております。

少し前までは、100歳という年齢は大変希少でありましたが、牛久市内でも2023年9月1日現在、最高齢者は106歳、100歳以上も54人となっております。100歳になっても健康でいたいと誰もが考えるところで、それがなかなか希望どおりにはいきません。年を重ねるたびに、突然病気になるなど想定外のことが生じてまいります。

想定外といえば、現在は急激な超物価高に直面しており、市民は生活そのものに余裕がなくなり、国民健康保険や後期高齢の保険料がなかなか納めることができないというような声が私のほうに寄せられております。切り詰めるところがない。もうどうしようもないんだよというような市民の切ない声が、特に年金受給者から多く寄せられているわけでございます。このような経済環境の中で心配なのは、命に直結する保険税の滞納です。

そこでお聞きいたしますが、令和2年度から4年度までの65歳以上の国保加入者と後期高齢者医療制度加入者での無保険者数と短期保険証者数をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 国民皆保険制度が採用されている日本では、国民全員が何らかの公的医療保険に加入すると定められており、どんな理由があろうとも健康保険に入らないという選択肢はないとされています。

ところが、会社を辞めたり、家族の扶養から外れたりして、社会保険の資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険の加入手続を行わなかった場合には、無保険者となることがあります。

しかし、市では無保険者の人数は分かりません。理由は、会社は、辞めた社員の社会保険の資格喪失の連絡を市町村には行わないため、市では誰が無保険者となっているのか、把握することができないからであります。

また、無保険者が医療機関に受診する必要に迫られたときに、市の国保保険証の手続のため窓口に来られましたときには、無保険になった時点に遡って国保に加入していただくため、無保険期間はなくなることになります。

なお、75歳以上が全員加入する後期高齢者医療保険と国民健康保険においては、加入した後に保険税等が納付できないという理由で資格を喪失し、無保険者になることはありません。ただし、国保も後期高齢者医療保険も滞納がある方には、有効期間1年間の通常の保険証より短い有効期間の保険証が交付されますので、その短い有効期間が切れる前に、再度の発行手続に来られない場合、健康保険の資格は喪失していないものの、手持ちの保険証の有効期限は切れた状態となる場合がございます。

なお、直近3か年の短期証の交付実績になりますが、国民健康保険の令和2年度は481世帯、令和3年度は503世帯、令和4年度は410世帯です。

また、後期高齢者医療保険の令和2年度は79件、令和3年度は95件、令和4年度は64件となっております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま次長のほうから御答弁をいただきましたが、74歳までの国保加入者の短期保険者数が大変多いのではないかというふうに感じました。

後期高齢者医療制度につきましては、約5割が国・県・市からの公費負担で、現役世代から4割、そしてまた1割が75歳以上の被保険者の負担となっているのですが、それにもかかわらず、市民からは大変高い負担だというふうによく声が寄せられております。

この高いという声を踏まえて、②の質問となりますが、国保は医療費がかかる高齢者や、収入が低い非正規雇用者や、無職者などが加入していることから、収入に占める保険料については、負担割合が高いといわれるわけですが、そういう中で、滞納が多くなっているのではないかというふうに思われますが、65歳以上の国保加入者と後期高齢者の保険料の負担割合についてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 国民健康保険税の算定は、世帯全員の所得に応じた所得割と、世帯の人数に応じた均等割で行われます。

前年の所得に乗じる所得割の税率や均等割の税額は、年齢によって変わります。これは、40歳以上64歳以下の介護保険第2号被保険者には、介護保険分が上乘せされるためです。

したがって、40歳以上64歳以下の方の所得割は9.42%、均等割は1人4万1,800円ですが、それ以外の年齢の方の所得割は7%、均等割は1人3万300円となります。

なお、均等割の計算には、世帯の合計所得が一定額以下の場合に、金額を7割引き、5割引き、または2割引きに軽減する制度がございます。さらに、牛久市の国保では、世帯の所得にかかわらず、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子供に係る均等割を、半額にする制度も併せて受けられます。

国保税を、具体的な例を挙げて計算いたしますと、現役世代の例といたしましては、前年の給与収入が500万円の43歳の夫と、115万円の38歳の妻と小学生の子供2人の4人世帯の場合、国保の年税額は40万9,000円となり、世帯収入615万円に対する負担割合は6.65%です。

また、年金受給世帯の例として、前年の年金収入が160万円の67歳の夫と110万円の66歳の妻、2人世帯の場合、国保の年税額は2万2,900円となり、世帯収入270万円に対する負担割合は0.85%です。

なお、年金収入110万円の妻1人だけの世帯であった場合には、年税額は9,000円、負担割合は0.82%となります。

次に、後期高齢者医療保険料の算定は、国保と同様に所得割と均等割で行われますが、個人単位で計算される点が国保とは異なります。所得割の率は8.50%、均等割の額は、1人4万6,000円です。

なお、均等割の計算には、国保と同様に所得に応じて7割引き、5割引き、または2割引きの軽減措置があります。

具体的な例を挙げて計算いたしますと、前年の年金収入が200万円の場合、保険料は7万6,

700円となり、収入に対する負担割合は3.84%です。年金収入が170万円の場合、保険料は3万7,400円、負担割合は2.2%です。年金収入が150万円の場合、保険料は1万3,800円、負担割合は0.92%です。

このように、国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに軽減措置等によって所得が低い方の経済的負担に配慮をされております。また、国保も後期高齢も算定方法は似ておりますが、後期高齢者医療保険の運営主体は、御存じのとおり茨城県後期高齢者医療広域連合でございますので、保険料や制度そのものについては、市の権限が及ばないところとなっております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 実例を出しながら詳細な御答弁をいただき、国民健康保険も後期高齢者医療制保険も、ともに軽減措置によって所得が低い方への経済的負担に配慮されているとの御答弁がありましたが、本当にこの今、所得の低い人たち、先ほども申しましたように、生活が成り立たないという悲鳴が聞こえるということでしたけれども、それなりに低い方には低いなりの配慮があるということで、大変安心をいたしました。

ところで、国保の税率は県内44市町村ごとに異なると思いますが、牛久市は何番ぐらいなのでしょう。今後も少子超高齢社会の中で医療費は増加する一方であるというふうに考えますが、健康保険税そのものが、やはり命に直結しているものでありますので、持続、不納にならないためには、どのようにしていけばいいのかというふうに考えるところであります。

ちなみに、平成29年9月に、厚労省の発表では、65歳未満の年間に使った医療費平均、18万4,900円で、75歳以上、いわゆる後期高齢者は92万9,000円、その差額は約5倍です。これを踏まえれば、抜本的な現行の保険制度の改革も待たないことは、誰もが感じるところであります。

それとともに、一つの例といたしまして、65歳から74歳の健康高齢化率が97%というすばらしいところが、長野県川上村のように、常に健康に留意しながら、日々努力をしていると思うんですけども、本当にこのようなことが、後期高齢者の方々にとりましても、国保加入者の方たちにとりましても、このような努力が必要と思われれます。川上村の国保税は1人当たり年間19万4,000円とのことであります。これは、先ほど申しましたように、29年の数字なので、今、令和5年なので、ちょっとこの辺の数字的差異は生じているかもしれませんが、やはり後期高齢だからという、現役世代におんぶにだっただけじゃなくて、やはり現役世代に負担をかけないように、そのような議論を重ねていく必要があるのではなかろうかというふうに考えているところです。

以上で私の一般質問は終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午後0時01分休憩

午後1時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 改めまして、皆様、こんにちは。公明党の伊藤知子でございます。

初めに、一言申し上げます。新しく市長になられました沼田市長には、牛久市民のため様々な課題の克服、賢明な市政のかじ取りに期待をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

大きく2点の質問をいたします。

まず初めに、带状疱疹予防対策についてお伺いいたします。

前回、私の一般質問において、予防ワクチン助成の質問をし、前市長の答弁では、带状疱疹は、50歳から80歳までに3人に1人は罹患すると推定され、後遺症である带状疱疹後神経痛は、今までどおりの生活が困難となる場合もあることから、ワクチン接種等発症予防に努めることは大変意義のあることと認識、しかし、国ではワクチンの定期接種化に向けた検討がなされたが、審議が継続となっている。現在、带状疱疹ワクチンは2種類で、それぞれにおいて予防効果や接種後の副反応、接種費用に違いがある。令和5年4月末時点では、県内4市町村が2種類のワクチンの一部助成をしている。当市においては、既に実施している市町村の状況や効果的な実施年齢、適用ワクチンと費用対効果等、具体的な実施方法について、引き続き、調査研究を継続、带状疱疹ワクチンの助成については、今後の新型コロナワクチン接種や予防接種事業全体の動向を注視しながら、ワクチンで予防できる疾病としての優先順位を考慮し、牛久市医師会と相談を継続し、引き続き検討していくと述べられました。

その後、私が傍聴した龍ヶ崎市議会などでも、带状疱疹ワクチン助成に対する議論が活発になされ、前向きな答弁があり、公費助成導入の流れは進んでいると見受けられます。本市においては、牛久市医師会と相談を継続とありましたが、医師会とどのような相談をされたのでしょうか、そうしたことも含め、検討の進捗を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹は、子供のときに感染した水ぼうそうウイルスが体内に長年潜伏し、加齢などによる免疫低下が原因となり発症します。その予防として、平成28年に子供用の水痘ワクチンが50歳以上に適用され、令和2年には、新たな带状疱疹ワクチンが国内で認可されたことにより、带状疱疹はワクチンで予防できる病気の一つとして考えられるようになりました。

带状疱疹は、その特性から高齢者の健康を大きく低下させる病気として認識しており、ワクチン助成につきましては検討を継続しておりますが、現在も感染が終息しない新型コロナへの対応で、そのワクチン接種を優先しているところであり、医療機関の負担を考慮せざるを得ない状況が、令和2年度から継続しているため、医師会との調整においては進展がない現状があります。

前回答弁後の調査研究といたしましては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会、ワクチン

評価に関する小委員会の動向、研究報告の確認と、全国における患者調査による带状疱疹罹患率の推移調査、今年度助成を開始した県内4市町村と、今後実施予定の2市町の計6市町村への導入経緯や実施状況等の聞き取り調査を行っております。これらの調査を参考に、具体的な方法について引き続き検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま御答弁をいただき、新型コロナワクチン接種を優先しているため、医師会との調整に進展がない現状であること。国の動向や県内の助成状況など、調査研究を進められている担当職員の皆様の取組の一端も分かりました。

それでは、再度質問をさせていただきます。带状疱疹は、早期の治療開始が有効で、それにより、带状疱疹後神経痛になる確率も下がりますが、全国で見ると、市のホームページにそうした情報発信がされている自治体もあります。本市において、啓発についてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹は、予防接種の有無にかかわらず初期症状が様々であり、人によっては早期発見しにくいとされていますが、症状等について市民に啓発、普及することは大変重要なことと考えております。

带状疱疹の典型的な症状は、まず神経痛や視覚異常、ちくちくぴりぴりが神経に沿って左右どちらかに起こります。数日から1週間程度してから、その部分が赤くなり水泡となります。水泡は二、三日でうみを持ったり、四、五日で破れてびらんになることもあります。2週間前後でかさぶたになり、3週間後にはかさぶたが剥がれて治ります。

しかし、発疹が出てから72時間以内に抗ウイルス薬による治療が開始でき、7日間使用すればウイルス排出期間の短縮、発疹の出現抑制、発疹の治癒促進効果が期待でき、神経が破壊される前にウイルスの増殖を阻止することで、带状疱疹後の神経痛の予防が期待できるとされています。

市では、現在、他市町村等を参考に、带状疱疹に関するホームページを作成中であり、11月掲載を目指しています。带状疱疹の症状や治療、日常生活での注意点、予防接種の種類なども掲載し、多くの方に理解をしていただくことで、早期発見・早期治療につなげ、市民の健康的な生活の質を維持向上していくことを支援してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま御答弁をいただき、市のホームページの掲載も準備をされているということで、大変よかったですと思います。理解をいたしました。それでは、带状疱疹の早期の治療開始ができるよう、また有益な情報発信をぜひお願いいたします。

続きまして、今回、資料の提供をさせていただきましたので、政策目的の使用のみで、議会中の資料として御覧ください。

資料の中身は、全国の公費助成状況や、牛久市の生涯での带状疱疹と带状疱疹後神経痛を発症する人数の推計値などで、もう一つの資料は、全国の公費助成額などの詳細です。

公費助成は、9月現在で全国281自治体が助成を実施しており、3月以降急速に増えていきます。県内では、石岡市、筑西市、小美玉市、美浦村で導入されており、公費助成額にばらつきがあったため、石岡市と美浦村の議員さんに、私も独自に聞き取り調査をさせていただきました。

石岡市では、市長に带状疱疹になったことがありますかと問いかけ、なったことあるよ、つらいんだよねと、1回の質問で即座に実現。生ワクチンが半額程度の4,000円。効果が高く、1回2万円相当、2回接種の不活化ワクチンにも同額の4,000円が2回補助となりました。

一方、質問を重ねてきたという美浦村では、带状疱疹に罹患した方が、あまりの痛みに耐え切れず、麻酔を打ってくれと言って麻酔科を受診、精神も患ってしまったケースもあると訴え、助成額については、高額な不活化ワクチンに対しても不公平感をなくし、負担軽減で市民が利用しやすいよう半額の費用助成を訴え、それにより生ワクチン4,000円、不活化ワクチンは1万円を2回助成が導入されました。

さて、牛久市ではどうでしょうか。資料によると、疫学に基づき試算したデータで、本市の50歳以上の人口4万1,528人に対し、带状疱疹にかかる方は9,902人、带状疱疹後神経痛になる方は2,172人と推定され、毎年50歳以上の带状疱疹にかかる方は459人、带状疱疹後神経痛になる方が93人、医療費の総額は2,745万8,000円と試算されます。

1人当たりの医療費は、带状疱疹で4万2,638円、その後、带状疱疹後神経痛になった方は12万7,079円にもなります。ワクチンで带状疱疹を予防することは、同時に带状疱疹後神経痛も防ぎ、医療費を抑え、労働損失も防ぐことができます。

最後のページには、予算シミュレーションがあり、半額助成として、不活化ワクチンが70%、生ワクチンが30%の比率で、接種率1%の場合と3%の場合で試算しております。資料を見ますと、費用対効果も十分であると考えます。

とりわけ、不活化ワクチンの接種においては、带状疱疹に罹患する心配からも解放されます。しかし、自己負担額の割合が大きければ、接種を控えてしまうでしょう。半額助成により、市民にも手が届くのです。接種率を上げることで、健康と生活を守ることができます。市民の皆様が安心して生活を送ることができるよう、带状疱疹予防ワクチンの公費半額助成を速やかに導入すべきと考えますが、いかがでしょうか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 ワクチンの接種料金は、ワクチン価格のほか、接種に係る医薬材料費、手数料等が合算されておりますが、自由診療のため、各医療機関により接種料金に幅があります。

接種料金や助成額の決定に当たっては、診療報酬を参考としながら接種料金を決定しており、予防接種法に基づく定期接種のうち、集団予防、重篤な疾病の予防に重点を置いたA類疾病は全額公費負担、個人予防に重点を置き、努力義務が課されていないB類疾病と、法定外の任意接種については、一部公費負担としています。

带状疱疹ワクチンは任意接種となるため、導入に向けた金額設定は、他市町村の助成状況や、金額の違いによる接種率の状況など調査し、検討してまいります。

一方、牛久市の予防接種に係る令和4年度の決算額は約2億1,812万円で、新型コロナワクチン接種の接種分約5億4,913万円を加えると、総額約7億6,725万円となっています。

現状では、新型コロナワクチン接種は、人件費も含め国からの補助で対応できていますが、次年度においては国の補助はなくなり、接種料だけでなく、接種業務に要する人件費、接種体制整備費等でも市の負担が増大します。

今までの議会答弁でも申し上げましたとおり、現状の優先順位は、新型コロナ予防接種であります。令和6年度には、新型コロナ予防接種が通常の定期接種体制に組み込まれる状況が確実視されております。

また、その他のワクチンの開発についても急速に進んでおり、子供の予防接種では、4種混合ワクチン、百日ぜき、ジフテリア、破傷風、ポリオにヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンが認可され、令和6年4月から接種開始になる見込みとなっております。

これらの状況を踏まえ、任意接種である帯状疱疹ワクチンについては、これらの定期接種の実施体制を整えた後、速やかに助成開始ができるよう、対象者や助成額を継続して検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま、新型コロナワクチンや5種混合ワクチンの定期接種化に向けた状況があり、定期接種の実施体制を整えた後、任意接種である帯状疱疹ワクチンについて、速やかに助成開始ができるよう継続して検討と御答弁がございました。

コマーシャルで情報発信されて、ますます予防できる疾病としての認識が高まり、私のところへも接種したいけれども、高額なのでなかなかできない、ぜひ助成をと望む声が数多く寄せられております。ここまで検討を重ねているのですから、半額程度補助の助成制度を一日も早く実現していただけるよう重ねて要望し、次の質問へと移らせていただきます。

それでは、大きく2番目としまして、全ての自転車利用者のヘルメット着用義務化への取組について伺います。

4月に改正道路交通法が執行され、道交法第63条11において、全ての自転車利用者へ、ヘルメット着用が努力義務化されました。ヘルメットの着用を努力義務化した目的は、自転車事故による致死率の増加を防ぐためのものです。

自転車乗用中に事故で亡くなった方の損傷部位の約7割は頭部との報告があります。そして、頭部損傷は致命傷になると伺いました。ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高いとのデータがありますが、万が一の事故に遭遇したとき、自転車は、自動車に比べて余りにも無防備です。自転車事故における悲惨な死亡を減らすことが重要です。まずは、本市における自転車事故の状況と、ヘルメット着用の現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 市内で発生した交通事故のうち自転車に関係する件数は、令和4年が人身事故43件、物損事故140件、令和5年1月から8月の速報値では、人身

事故19件、物損事故125件となっております。

次に、自転車乗車時のヘルメット着用率ですが、警察署管内別の統計はありませんが、今年度努力義務化されて以降、警察庁が調査した結果、全国平均の着用率は13.5%で、茨城県は21.3%、東京都10.5%、神奈川県8.4%、千葉県6.4%、埼玉県6.1%で、茨城県の都道府県別着用率は第9位となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいまの御答弁で、市内の自転車事故の状況や、県内におけるヘルメットの着用率が分かりました。

その上で、ヘルメット着用推進の鍵は、着用の習慣化だと考えます。習慣化のためには、啓発活動が必要です。また、推進方法として、本市として独自の着用者への何らかの割引や優待などのインセンティブを付与することも考えられます。

については、本市として、ヘルメット着用の習慣化に向けて、どのような政策をお考えでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 伊藤知子議員の質問にお答えいたします。

自転車用ヘルメット着用の啓発活動といたしましては、市ホームページを利用した広報と、5月1日号の「広報うしく」へ記事を掲載しました。

あわせて、交通安全協会による交通安全教室の中で、未就学児から小中学生、シニアクラブなど、高齢者に対してヘルメット着用の必要性を伝えております。また、牛久警察署でも、署長自ら高等学校へ出向いて、ヘルメット着用の必要性を訴えております。

街頭では、これまで春、夏、秋の交通安全運動期間中に、牛久警察署や交通安全団体と協力して、ヘルメット着用を呼びかけるキャンペーンを実施しております。

今後も引き続き、牛久警察署や交通安全団体とともに、自転車用ヘルメット着用について啓発活動を続けてまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 市長より御答弁をいただき、啓発活動に対しても理解をいたしました。

市内を見渡すと、高校生の着用率は低く、高齢者のヘルメット着用もまだまだです。牛久市では、小学生に対してのヘルメット支給の制度がありますが、そもそも支給されている学校のヘルメットは幾らぐらいするのでしょうか。

また、まずは高齢者からと考えたときに、高くて買えないという声や、実際に買いに行ったら品物がなく、手に入らないとの悩みの声を聞きました。そして、高齢者の方にとっては、お店に買いに出向くということも困難なことです。このような方々に対して、市ではどのように寄り添ってくれるのでしょうか。

助成の仕方はお金とは限りません。高齢者に対しては、補助金を受け取るか、市役所に来ればヘルメットが手に入る、そのような仕組みも考えてはいかがでしょうか。着用しない理由は、おのおのにあるかもしれません。

とはいえ、ヘルメット未着用を自己責任として突き放すことは、既に、子供の命を守るため、ヘルメットの重要性を認識し、小学生に配布をしている牛久市にはそぐわないのではないのでしょうか。

令和6年、公明党市議団として要望させていただきましたヘルメット購入への助成制度を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 市立小学校児童へ配布しているヘルメットの単価は、令和5年度配布分で税込み4,455円です。市販のヘルメット価格は、市内の量販店、専門店を調査したところ、一般向けの商品は4,000円台が中心の品ぞろえで、現在は、いつときの品不足も解消されているとのこと。

自転車用ヘルメット購入に対する助成につきましては、県内で購入補助を実施している自治体もあることから、各自治体のヘルメット普及状況などを調査しながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、再度質問させていただきます。

ただいまの御答弁で、ヘルメットの助成制度が、ほかの自治体で導入されているところもあるようですが、どのような制度になっているのか、分かる範囲でお示してください。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 既に助成制度を始めている自治体もありますが、内容としては、ヘルメットの購入費に対して補助金を交付するというものです。

補助対象者は市民全てだったり、小学生から高校生までを対象としていたり、自治体によって様々なものとなっています。補助金の内容としては、購入費の2分の1で上限を2,000円とし、利用者1人に対して1個までとしている自治体が多く見られます。先行している自治体で、ヘルメットの普及状況を調査研究し、牛久市のヘルメット着用率を上げていくものを検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁をいただき、理解をいたしました。どんなに備えても事故は起こり得るものです。ヘルメットは、命を守るアイテムとして重要であるとの認識を全世代で共有し、着用を習慣化してまいりたいと考えます。

自転車に乗る際、市長も被っていらっしゃると思います。ヘルメットの助成制度の実現に向けても、御検討をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時45分といたします。

午後1時41分休憩

午後1時50分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、視覚障害者のための音声コードの利用促進についてであります。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障害者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。

内閣府のホームページにも、以下のように記載されています。

視覚障害のある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容を高度情報音声コードに変換して、活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります。

事実、視覚障害者は、自宅に届く郵便物などは、補助ボランティアに代読をしてもらうか、文字を高度情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いております。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割、他の疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。

そこでまず、牛久市の現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 国は、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であるとして、令和4年5月に、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を制定しました。

また、法第11条、障害者による情報取得等に資する機器等に基づき、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省が一堂に会し、協議の場を現在までに2回開催しているところです。

障害を有する方の中でも、人の五感による知覚のうち、約80%を占めるといわれる視覚に障害を持つ方にとっては、この法律は、情報獲得の幅が広がるための有益なものであるといえます。

当市の障害者の現状といたしましては、令和5年3月末日現在、身体障害者手帳所持者数は2,026名、そのうち視覚障害は106名、そのうち2名が18歳未満となっております。令和4年3月末日実績と比較いたしまして、手帳所持者数は21名の増、視覚障害者の手帳所持者数は4名の増、18歳未満の所持者数については変動がありません。さらに重度と呼ばれる1・2級の所持者数については、令和5年3月末日実績で76名、令和4年3月末日実績と比較し、1名の増となっております。

また、現在、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に当たり、アンケート調査の

集計を行っているところですが、結果速報として、障害者施策を進めていくに当たって、市が充実させるべきことの設定に対し、身体障害をお持ちの684名が回答した内容は、要望の多い順に、経済的支援、災害時の支援体制整備、相談支援の充実となっております。このような結果等を踏まえ、今年度、計画策定を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の隅に、切り欠きと呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚障害者は、そこを指で触れば、音声コードの場所が分かります。

こちらがチラシとなっております、ここの冊子の端に切り欠きというものがございまして、その横にQRコードのようなコードが、音声コードが表示されております。

例えば、代表的な一例として、選挙の投票所入場券、自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードが付いておりません。このため、何の封書か分からないために、誤って捨ててしまうことだってあるわけでありまして。もう一つ最近の重要な例では、ワクチン接種券も同様であります。

そこでまず、せめて国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金通知書類などには、音声コードの記載が必須であります。

また、封書の場合は、封書の表書きに音声コードが付いていても、肝腎の封書の中の紙媒体の音声コードが付いていない場合は内容が理解できません。

本市において、何らかの事情で文字が見えない、見えにくい、読みにくい方々のために、どのような支援をされているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 視覚障害は、情報収集の障害でもあり、安全に移動することや、日常生活の動作をスムーズに行うこと、文字や絵などの内容を理解することに不便を強いられることがあります。

その中でも、文字が見えない、読みにくい、見えにくいなど、文字を理解するための支援として、当市では、点字広報や声の広報の配布を行っております。利用者数は、点字広報1名、声の広報10名となっております。このほかに、外出時の支援として、同行援助サービスがあり、令和5年8月実績は11名となっております。

また、日常生活用具給付事業では、令和4年度の障害者連合会からの要望を受け、盲人用血圧計を給付対象とし、今年度は3件の給付をしております。このほかに、過去5年間の主な給付実績として、視覚障害者用読書器14件、ポータブルレコーダー11件を給付しております。

御質問の音声コード読み取りのための視覚障害者用活字読み上げ装置も給付の対象となっております、今までに9件の給付をしている状況です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 様々な支援をしていただけることを認識いたしました。

次に、全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の補足やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、市民に送付される公的な通知についても、この音声コードの普及を早急に進めるべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 藤田議員の質問にお答えいたします。

視覚障害のある方に配慮した音声コードの活用は、文字情報を手軽に音声にすることができ、情報アクセシビリティの向上につながると認識しております。

現在のところ、音声コードは2種類で、日常生活用具費給付事業対象の視覚障害者用活字読み上げ装置で読み取るSPコードと、近年開発された携帯電話やスマートフォン・タブレット端末に対応したユニボイスコードがあります。読み取り機器により対応するコードが異なるため、今後の普及状況を注視する必要があります。

今後は、音声コードの利用状況や、その課題等について、庁内及び県や他市町村の動向や、障害者団体の意見も伺いながら、視覚に障害を持つ市民にとって、どのような文字情報の提供方法が生活の質の向上につながるのか、個別の状況把握を行うなど、担当課に指示してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 牛久市が対応しているSPコードは、対応する読み取り装置というものが必要であるんですけども、ユニボイスというのは、専用の読み取り装置を必要としないで、スマートフォンで読み取ることができます。スマートフォンでの読み取りができれば、視覚障害の方、福祉の観点からだけではなく、外国籍の方や高齢の方、また読みづらい方のためにも、市民サービスの観点からも、また調査研究をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、子育て支援について数点伺います。

2022年の出生数は、実に70万人後半と、前年より5%程度減ったと見られております。出生数は過去最低を記録し、1人の女性が生涯に平均何人の子を産むかを表した合計特殊出生率は1.27程度となり、1.30を割る公算が大きくなっております。

人口学において、少子化は、合計特殊出生率が人口を維持するために必要な水準、人口置き換え水準を相当期間下回っている状況を定義しております。

牛久市において、2022年の出生数は423人、前年からマイナス7.8%、36人減少、5年連続減少であります。また、2012年からはマイナス45.3%と350人減少であります。2022年について、全国平均と比べると、牛久市は、全国平均よりも、人口1,000人当たりで1.18人少ない出生率となっております。

少子化対策は、結婚、出産、子育てと切れ目のない支援が必要ではありますが、その中で、子育て家庭に牛久市を選んでもらえる、魅力のあるまちを目指していくには、本市としてどのような対策を考えているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市の少子化の状況につきましては、全国的な人口の減少、人口構成の変動と同様に、少子高齢化が進展してきたところであります。特に、本市はベッドタウン特有の状況として、昭和50年代から集中的に同世代の世帯が転入したことにより、人口構成が極端に偏る状況となっております。

少子化に関しましては、14歳未満の人口割合が、昭和60年には全体の27.3%でしたが、平成15年には13.9%と、65歳以上の人口割合と同率となり、それ以降は年少人口と老年人口の比率が逆転し、年少人口は13%台で推移してまいりましたが、コロナ禍等の影響もあり、令和4年度には11.9%と、年少人口の減少が加速度的に進んでおります。

次に、少子化に関する対策としましては、子供を生み育てやすい環境を整備し、子育て世帯の流入を促すため、教育施設、保育施設の充実、予防接種の助成、マル福制度の拡充など、妊娠期から切れ目のない子育て支援を充実することにより、子育て世帯に選ばれる環境を整備してまいりました。

今後におきましては、出生数の低下をはじめ、さらなる年少人口の減少が懸念されるころではありますが、都心から移住される方への移住支援金の交付事業を引き続き実施するとともに、新たなイベントの実施や、市のPRなどを通して、移住を検討される方々への積極的なアピールが図れるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、移住支援金の交付事業の事業内容と実績、また、今新たなイベントということでしたので、市独自で事業を展開していくと思われませんが、そのアピールについて具体的に伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 移住支援金事業につきましては、茨城県との共同により、わくわく茨城生活実現事業として、令和元年度より交付金事業として事業化し、単身世帯に60万円、2人以上の世帯に対し100万円、また、本年度の要件拡充により、18歳未満の子供を帯同しての転入については、子供1人当たり100万円を加算して、支援金を交付しております。

当市における実績としましては、令和元年度、2年度は交付実績がありませんでしたが、制度改正により、テレワークや、牛久市に居住歴のある方を対象とするなど、要件を拡大した令和3年度からの交付実績では、令和3年度には、世帯での転入が3件で300万円、令和4年度は、単身が2件、世帯が2件、世帯のうち、子供帯同の世帯が2件で合計で780万円、本年度は、これまでに交付決定したもので、単身が1件、世帯が3件、そのうち子供帯同の世帯が2件で、合計420万円が交付されておまして、合計で15件、1,500万円の交付実績となります。

次に、市のPRにつきましては、これまでも包括連携協定を締結しておりますプロスポーツ団体の試合開催に合わせて実施されます、牛久の日などにおいての出展や、移住希望者を対象とした移住相談会への参加、また直近では、都内にごございます茨城県のアンテナショップであるイバラキセンスにおきまして、本市の農産品販売を行うなど、様々な機会を通じて実施を行っており

ます。

今後におきましても、既存のイベントへの参加のみならず、さらに効果的に本市の情報が発信できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 各種イベント等に発信していくということで、今まで牛久のアピールが、近隣に比べるとなかなか厳しい、もうちょっと牛久を前に出してほしいなど市民からも、いいところがたくさんあるのにと声をいただいておりますので、どんどんトップセールスをしていただいて、牛久の魅力度をどんどん言っていただきながら、子育て世帯を呼び込める魅力あふれるまちをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、令和6年度で終了となる牛久市子ども・子育て支援事業計画を、次の計画策定に取り組み始める時期に来ております。また、国のほうでは、今年度より、こども家庭庁が設置され、これから国の政策も大きく動き出すことが期待されております。

国の動向を見つつ、牛久市の子供政策における現状や課題をきちんと把握していくと思っておりますが、今後行われる子育て世代のニーズ調査のスケジュールを伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 市では、教育・保育をはじめとした、子ども・子育て支援サービスを円滑に提供し、子供の健やかな成長を支援することを目的とした、牛久市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。策定の際は、市民の教育・保育・子育てに関するサービスの現在の利用状況と今後の利用希望を把握することを目的に、ニーズ調査を実施しています。

現在は、令和2年度から6年度を計画期間とした第2期の計画が進行中であり、この計画を策定するに当たっては、平成30年度に未就学児と小学生の子を持つ保護者3,000人を対象にニーズ調査を実施し、48.2%の方より回答がありました。

第1期の計画策定のために、平成25年度に実施したニーズ調査と比較しますと、未就学児、小学生ともに就労している母親が増加し、定期的な教育・保育事業の利用割合がやや増加していることや、小学生の保護者では、放課後に過ごす場所として、補習教室や勉強を見てくれる人が欲しいなどの学習支援の希望が増加している等の傾向が見られました。

また、7割から8割の保護者は、育児で困っていることがあり、必要なサポートとしては、話を聞いてくれて助言をしてもらえることや、数時間子供を預かってくれる施設を望んでいることが分かりました。

そして、今年度は次期計画である第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた作業を既に開始しております。

現在、ニーズ調査案の策定に着手しており、牛久市子ども・子育て会議の場で内容をお諮りした後、12月から調査を実施する予定となっております。

子ども・子育て支援事業計画策定のため、5年に一度実施するニーズ調査は、市民の声を聞く貴重な機会であり、有効で実効性のある第3期計画策定に結びつけることができるよう、教

育・保育の担当部署と連携しつつ、丁寧な市民ニーズの把握に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 12月から調査開始ということで、5年に一度実施するニーズ調査は、また新たな意識調査となりますので、しっかりと市民の声を聞いていただき、ニーズ把握に努めていっていただきたいと思います。

また、教育と福祉、教育と保育、そこはしっかりと連携をして、誰一人取り残さない、子供たちの育成のための事業計画であっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子供医療費助成制度についてであります。

健康保険証を持って病院や調剤薬局などを受診した際に、窓口で支払う自己負担を助成する制度であります。対象は、出生の日から小学6年生の学年末、中学1年生から高校生相当まで、外来自己負担金600円、医療機関ごとに月2回まで1,200円が必要であります。

子育て家庭から1,200円を捻出することが困難であり、病気が悪化してしまったケースがある。また、1か月、何か所も医療機関に通院するため、1,200円以上かかりますとの、この医療費が家計を圧迫している、切実な声が私のところに届いております。

医療費は大きな負担があり、子供医療費助成制度の見直しが必要と考えますが、御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 藤田議員の質問にお答えいたします。

牛久市の小児マル福は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供の外来・入院全てを対象としていますが、保険診療に対して、通院では、医療機関ごとに1回600円を2回までで月1,200円、入院では、医療機関ごとに1日300円、月3,000円までを上限とした自己負担金があり、完全無償化とはなっておりません。

自己負担金全てを市の公費負担とすることで、子供の医療費ゼロとすることは、私の公約の一つですが、完全無償化を実施した場合、直近の試算では、扶助費だけで約6,600万円の増となります。

また、予算以外にも、システム改修、新たに発生する事務に対応する人員確保等、解決しなければならない課題が複数あり、具体的な課題解決の検討を行っているところです。

子供の医療費完全無償化の実現時期については未定ですが、その早期実現に向けて取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 市長、この公約の一つ、医療費ゼロに向けて、しっかりと実現できるよう心待ちといたしますか、早期実現に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、児童発達支援センターの設置に向けての進捗状況について伺います。

児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条に規定する施設で、発達に遅れのある、または障害のある子供を通所させ、基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設であります。

児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備として1か所設置とあります。第1期障害児福祉計画には、平成30年設置検討、令和元年設計、令和2年開設予定となっております。

今、第2期においては、令和5年度末までに、センター1か所設置と、また保育所等訪問支援体制の構築と国の基本があります。現在は、牛久市は、保育所等訪問支援について市内1事業所がサービスを提供しているとのことです。

それでは、児童発達支援センターの整備について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 児童発達支援センターの設置は、障害のある児童の早期発見・早期療育及び保護者の負担軽減を図る目的から、包括的な療育の場として必要かつ重要であると認識しております。

少子化の進行で出生数は低下しているものの、支援対象は、文部科学省の調査によると、通常学級での要支援児童は6.3%から8.8%に拡大しています。児童発達支援センター設置に向けては、設備基準として小集団指導や個別指導、兄弟児の預かりが可能な部屋の広さや数の確保、屋外遊戯場の整備、給食提供などがあります。これまで幾つかの候補地の検討を実施いたしましたが、設備基準条件を満たさなかった経緯があります。現在も候補となる場所について、現場検証等を行っているところです。

今後も引き続き、公共施設等の利活用を含めた施設候補地の選定、必要な人員等の確保など、関係機関との協議を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 センター設置に向けての動きを明確に答弁いただきありがとうございます。

今のお話を聞きますと、センター設置についての必要性というのは、十分理解していただけていることが分かりました。

幼児期で早期療育は、小1ギャップといわれる問題もスムーズに移行できると考えております。牛久市は、幼保小連携に力を入れておりますが、しっかり支援が行き届かない現状、課題もあります。

そうした中で、令和6年度には第3期障害児福祉計画がスタートされます。いつまでに設置を目標設定されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 児童発達支援センターの設置に向けては、先ほどの答弁のとおり、設置基準に該当するような場所を今模索しているところになっております。設置目標といたしましては、現在、令和6年度から8年度までの3か年の障害福祉計画、障害児福祉計画を牛久市自立支援協議会にて審査を行っていただいている最中でございます。

設置目標年度は、これから審議をいただく予定ではありますが、候補地が選定できたと仮定しますと、その後は実施設計、建築工事、これに必要な予算要求というスケジュールになるため、

設置目標といたしましては、3か年の最終年度になる令和8年度を開設目標として考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 令和8年度が最終目標ということで、まずは場所を確保、今、のぞみ園の状態も、親子で通所という形で、今たくさんの方たちがあふれている状況であります。

この児童発達支援センターというのは、親子分離型、子供自身が自立のために行われる保育所的なセンターでもありますので、やはり親子で学ぶ場所もあり、個別で学ぶ施設というものが非常に療育には必要と私は考えております。ぜひ、この8年度設置に向けて御尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、GIGAスクールの課題と対策について伺います。

多様な子供たち一人一人の特性や関心、環境などに応じた学びを強力に推進してきました。その中で、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末環境は、令和の教育改革でもあります。個別最適な学びと協働的な学びの充実に必要不可欠なツールでもあります。

1人1台端末は、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童生徒の実情や特性に応じた誰一人取り残されない学びを保障する上でも重要で、心の状況を書き込むなどして、様々なツールにもなりますが、学校間の利用格差が発生しており、改善に向けての対策が急務となっております。

このGIGAスクールの構想の下で、子供の学習権の保障や補償について画期的な進展が見られつつあり、1人1台端末と高速通信ネットワーク環境により、オンライン授業やメタバース空間へのアクセス、デジ教科書やアクセシビリティ機能を有したデジタル教科書、自動翻訳機能、子供データ連携機能などの提供を可能とし、不登校、特別支援、病気療養、事情や特性に応じた学びを保障し、誰一人取り残されない教育を実現する上でも不可欠なインフラとなりつつあります。

また、デジタルの力により、どの学校においても、時間や距離を越えた多様で特色ある教育活動を展開し得ることは、グローバル人材を育成する極めて大きな意義を有します。

さらに、教員、子供の1人1台端末のクラウド環境は、喫緊の課題である教員の働き方改革を一層加速させていく上で、欠くことのできない基盤的なツールでもあります。端末の更新が間近となりつつありますが、1人1台端末の利活用について、地域や学校間で格差が発生している状況でもあります。小学校6年生の授業で、1人1台をほぼ毎日利用している割合は、都道府県、政令市別で約2割から8割とばらつきが大きいのが見られます。

そこで、まず、牛久市内小中学校の利用状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 牛久市では、令和2年度から1人1台端末が整備され、それ以降、各学校ではタブレットパソコンを活用した授業が日常的に行われています。

教員、子供の1人1台端末により、一人一人の学びの質を高めることができています。1人1台端末の導入当初より、タブレットパソコンと大画面のモニターテレビをつなぎ、写真や資料、

映像を提示したり、児童生徒のノートを提示して、考えを共有したりと活用しておりましたが、現在は、各学校において、さらに活用の幅が広がっています。

牛久第三中学校の音楽の授業では、タブレットパソコン上でウェブアプリを活用して、自分のイメージに合う旋律作りをし、それを実際に音として聞いて、より自分のイメージに合うように改良していく授業が行われています。

また、岡田小学校の算数の授業では、タブレットパソコンに図を配置し、図を操作しながら思考したり、ペアに説明したりする授業が行われています。

中根小学校の外国語活動では、ALTの委託業者のサービスを利用して、対面での授業とオンラインでの授業を融合したオンラインブレンディッド授業を行っています。各グループにALT 1人をオンラインでつなぎ、これまでに学習してきたことを活用して英会話を行います。子供たちは意欲的に授業に取り組み、これまでの学びを実感しています。

牛久第二小学校では、道徳の授業で、ポジショニングという機能を活用し、児童一人一人が考えの揺れ動きを可視化できるようにしています。ポジショニングは、社会の授業でも活用され、級友の意見の傾向を見ながら、自分の考えを深めています。

また、タブレットパソコン上で、思考ツールを操作する姿も見られます。思考ツールとは、比較する、分類する、関係づけるなど、考えるときの様々なパターンを図で示し、どのような考え方で思考していくのかをサポートする手段です。

タブレットパソコン上で、思考ツールを操作することで、考えの変化による修正も簡単にできるなど、効率的に学習ができています。

子供たちは、以前よりもタブレットパソコンを活用することに慣れてきております。今後も、1人1台端末を有効に活用し、児童生徒の興味関心を高め、理解や思考を深めて、一人一人の学びの質を高めていきます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 令和2年度から1人1台端末が整備されているということで、子供たちもすっかり慣れている様子を、私も校内研修の第三中学校のほうに行かせていただき、授業の中がやはりこの音楽でした。音楽が、楽器ではなく、タブレットで作曲をするという、その中で学び合いを入れていくという授業でした。

本当に最先端の授業を見せていただき、子供たちは楽器演奏ではなくタブレットで音感を楽しむという、素晴らしい授業を見せていただき、タブレットに親しんでいる生徒の様子を見て、充実しているなということを感じました。

また、活用の仕方においては、子供たち一人一人の特性や関心、環境に応じた学びをより一層推進するため、課題に対して対策が必要であります。

特別支援教育におけるICT活用はどのようになっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 牛久市では、特別な配慮や支援を必要とする児童

生徒には、個の特性に応じた支援に取り組んでいます。その取組の一つに、タブレット等のICTの活用があります。

読むことに困難を抱えている学習障害や発達障害傾向にある児童生徒には、主に2つの手だてを導入しています。

1つは、音声読み上げ機能やルビ振り機能があるデジター教科書です。タブレットにダウンロードし、読み上げのスピードを変えたり、ルビの量を変えたりしながら、各児童生徒の実態に合わせて活用をしています。

2つ目は、多層指導モデル(MIM)です。このソフトは、初期の読みの指導で、最大の難関である特殊音節、ちゃ・ちゅ・ちよとか、じゃ・じゅ・じょという、特殊音節に焦点を当てて、文字や語句を正しく読んだり書いたりすることを支援するものです。今年の10月に導入したばかりですので、より良い活用について研修を進めているところです。

これら2つは、特別支援学級だけでなく、全学級で使用することができます。

また、タブレットにある機能も活用しています。書くことに困難を抱えている児童生徒には、ワードやパワーポイントを用いて作文や学習のまとめを行ったり、音声入力を用いて書くことを軽減したり、文章の校正の際に、読み上げ機能を活用している授業も行われています。

さらに、認知機能を鍛えるトレーニングや、AI型ドリルを中心とした学習支援ソフトを個別学習に取り入れたり、動画作成等、児童生徒の得意なことを取り入れたりした授業により、能力やスキルの向上を図っている特別支援学級もあります。これらの活用は、一人一人の困難さを軽減し、得意なことを伸ばすことにつながっています。

一方で、特別支援学級には、コミュニケーションや人間づくりに苦戦する児童生徒も多くいます。そのような子供たちにとっては、ICTだけでなく、実際に小集団で人と関わりながら活動したり、経験したりして学ぶことも重要だと考えています。

ただ、特別支援学級の担任の中には、経験に差があり、悩みながら支援や授業づくりに取り組んでいる先生もいます。他市町村では、子供のアセスメントから授業づくりを支援するような教育ソフトを導入し、活用して、特別支援学級の担任を支援している事例もあります。

今後は、子供だけでなく、特別支援教育に携わる教員の資質向上にもつながるICTの活用を検討していくことも、子供たちの豊かな学びへとつながると考えます。これからも、タブレット等のICTの効果的な活用と、友達や様々な人との関わり、学び合う学習を、バランスよく取り入れ、一人一人が安心して夢中になって学べる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 特別支援教育に様々なものを導入していただき、一人一人子供たちの特性に合わせた環境づくりをしていることに本当に感謝です。

教員の面なんですけれども、やはり先ほど言われた他の教科を持ちながら、この特別支援教育に携わってくださっている教員の方々が多くいらっしゃいます。その先生たちのスキルアップ、しっかり周りの先生たちがフォローをしていただきたいと思います。

支援学級以外の担当教科を持ちながらというのは、やはり大変な中で御苦労されている姿を見ておきますと、子供たちもかわいそうですし、先生たちも御苦労されている姿を見てみると、本当にどう手伝ってあげたらいいんだろうなと思ってしまったりする光景を見受けることもありますので、ぜひその点、フォローのほうもよろしく願いいたします。

次に、不登校児童生徒等への1人1台端末を活用した授業の配信はどうなっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 不登校児童生徒は、一人一人実態も要望も異なるので、1人1台端末の活用が有効な児童生徒に対しては、タブレットパソコンを活用した学習を促しております。

例えば、自宅と教室をつないだり、教室には入れずに別室で学習している児童生徒にも、必要に応じて、タブレットパソコンへ授業を配信したりしております。また、授業を配信するだけでなく、自宅でも学習可能なA I型ドリルを中心とした学習支援ソフトの活用を促したり、茨城県教育委員会ホームページで公開されている授業動画いばらきオンラインスタディを勧めたりしています。

いばらきオンラインスタディは、全ての学年の全ての教科を、教科書に準じた授業動画で配信しており、児童生徒が自分の実態に応じて選択し、学習を進めることができます。

今後も、不登校の児童生徒の実態に合わせて、1人1台端末を活用して、学びを保障していきます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 例えば、自宅にインターネットが完備されていない御家庭には、どのように対応されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 不登校児童生徒の中で、授業配信やインターネットを活用した学習を希望しても、自宅にオンライン環境がないなどの理由で困っているんだという声は、まだ学校から上がっているわけではありません。

家庭でのオンライン環境についてですが、不登校児童生徒世帯にかかわらず、御自身で整備していただくのが原則であるというふうに考えております。

一方で、牛久市では生活に困窮する世帯に対しては、令和4年度から就学援助の支給項目に、新たにオンライン学習通信費を追加し、自宅でオンライン学習ができるよう、年額1万4,000円を支給し、通信費の負担を支援しております。

また、就学援助については広く周知するため、全児童生徒に申請の有無を確認しており、オンライン通信費については、通信環境が整備されているか、確認のため、原則としてインターネットで申請するというようなこともしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、故障と破損への現状と保証について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 タブレット端末の故障や破損の件数は、令和4年度において約800件、令和5年度においては、8月末までに300件を超えております。その多くは、取扱いの不注意によるものが多く、キーボードの剥がれや落下による画面の破損が多くを占めています。

タブレット端末の故障や破損の保証についてですが、タブレット端末導入時に、全てのタブレット端末に物損保証を付帯しています。重大な過失や故意によるもの以外は保証対象となり、新たな修理費が発生することはありません。

なお、物損保証の有効期間は、タブレット端末導入後3年間となります。

牛久市では、令和2年11月に、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備しましたので、物損保証の有効期間は、令和5年10月までとなっております。

なお、令和5年11月以降につきましては、修理代の予算は確保しておりますので、新たに保守契約を締結し、これまでどおり重大な過失や故意によるものでない限りは、市の予算で対応していきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、全ての学校が端末活用の試行錯誤から日常化のフェーズに移行し、子供の学びを、DXを実現していくための支援基盤を構築するために、GIGAスクール運営支援センターの機能はあるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 GIGAスクール構想の下、全国的に学校高速ネットワークが整備され、1人1台タブレット環境が整いました。令和3年度から、1人1台タブレット環境による本格的な教育活動が、全国の学校で展開される中、不具合対応や円滑な運用に課題があることが浮き彫りとなりました。

国では、そのような課題を解決し、安定的に運営を支援する必要があることから、各自治体が自立してICT活用を進めるために、令和4年度にGIGAスクール運営支援センター整備事業を創設しました。

このGIGAスクール運営支援センター整備事業は、都道府県や複数の市町村の構成による公益的な事業を展開することで、単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施でき、域内の情報の共有や地域差の解消等につなげる仕組みです。

牛久市では、GIGAスクールで整備した学校の高速ネットワークについて、不具合に対応する保守業務委託や、予備機を含め児童生徒のタブレットやアカウントの管理のほか、年度末には、卒業生のタブレットを回収して、新1年生に配布する年度切替えなどの運用業務委託について、茨城県のGIGAスクール運営支援センター事業として、国の補助を受けて実施しております。

なお、各市町村での環境整備や運営体制、端末の効果的な活用などの取組は、情報を共有し、支援体制の向上に努めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 GIGAスクール導入も3年がたち、様々な課題が見えてきたと思います。また、今後の問題解決のため、御尽力をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時50分といたします。

午後2時41分休憩

午後2時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 日本維新の会、水梨伸晃です。牛久市は少し暗めの議場で、だんだん眠くなる時間かと思いますが、新時代牛久市をつくるために、質問させていただきたいと思います。

まずは、沼田新市長の誕生をお祝い申し上げます。新しいリーダーが牛久市の利益と繁栄に貢献することを期待しています。政治の多様性が地域に良い影響をもたらすことを願い、私は、牛久市の発展や改善に貢献し、市民の関心事や地域のニーズを考慮した、現役の子育て世代として政策を提案していきます。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、大きな項目1の1、牛久市の公園の今後について質問いたします。

周知のとおり、現在、牛久市で管理運営している公園は、牛久運動公園を除き、大小145か所と認識しております。年間を通し、公園の維持や補修、そして管理に係る費用は幾らなのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 市内には、運動公園を除き145か所の公園がございます。公園の維持管理に係る年間費用といたしましては、決算額で申し上げますと、令和2年度は約1億4,200万円、令和3年度は約1億5,900万円、令和4年度は約1億4,500万円となっております。主な内訳といたしましては、人件費、光熱水費、植栽管理費、遊具などの公園施設の工事費や修繕費などとなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 次に、令和5年度の予算書内には、公園里親制度を支援する279万5,000円という予算が組まれておりますが、公園里親活動をしている方々の高齢化による人数減少も考え、市内中学生にも活動に参加をしてもらうなど、地域コミュニティ活性化を含めた公園里親活動を行政がサポートし、今ある公園の今後の維持や管理に協力してもらうなどのお考えはあるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 公園の維持管理手法の一つとして、公園里親制度を活用し、地元行政区の皆様には維持管理の御協力をいただいております。その活動に対し、補助金を支出しております。

現在の制度は、行政区及び行政区に相当する団体が対象となっております。今現在18の行政区が43か所の公園及び緑地の管理を行っている状況です。

御質問にもありましたように、活動されている行政区からも、高齢化により活動の継続が厳しくなっているとお話も頂戴しておりますので、市といたしましても、若い方にも参加していただき、継続して活動できるよう、広く市民の方に対して制度の周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 牛久市は、全ての小中学校がコミュニティスクールという、地域とともにある学校づくりを進めています。地域と学校の連携をより幅広く、地域づくりに参画していただくよう、担当部署を越えて連携協働していただきたく思いまして、次の質問に移ります。

日本には、都市部や市街地における公園の設置、管理、運営、利用に関する様々な規定があります。都市公園法は、都市、都市環境を改善し、市民に居住地でのレクリエーションやアウトドア活動の機会を提供するために重要な法律です。地方自治体が、この法律に基づいて、公園を計画、設置、運営し、市民の生活の質を向上させることが期待されていますが、都市公園法の規定によれば、住民1人当たりの公園面積は10平方メートル以上とすることが望ましいとされています。

一方、現実の住民1人当たりの公園面積は全国平均で10.7平方メートル、茨城県平均では9.8平方メートルとありますが、牛久市ではどのくらいでしょうか。そして、私が牛久市で過ごした幼少期の頃から、牛久に住んでいるにもかかわらず、子供を遊ばせに近隣市町村まで連れていく話はよく耳にするところであり、今でも子育て世代の方々から多数要望があると存じています。

ところで、近年、障害等の有無にかかわらず、楽しむことのできるインクルーシブパークが日本でも広まりつつあります。インクルーシブパークは、車椅子を使用する人や、移動に制約がある人々に対して、バリアフリーなアクセスを提供するとともに、身体的な運動を楽しむエリア、感覚刺激を提供するエリア、知的な挑戦を促すエリアなどの多様な遊び場、バリエーション豊富な遊具が設けられており、異なる能力や背景を持つ人々が集まり、コミュニケーションを取り合

い、社会的な結束を促進し、包括的な社会を推進する効果があるとされています。

こうした公園を奥野地区に設ければ、耕作放棄地の解消にもつながり有用と考えますが、インクルーシブパーク整備についての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 今年度4月時点における市民1人当たりの都市公園の面積は約4.2平方メートルとなっており、その他の一般公園を含めると約6.2平方メートルとなっております。

次に、御提案のインクルーシブパークの整備につきましては、インクルーシブな公園は、公園の在り方として、とても大切な考え方の一つであると考えております。

しかし、現状として市内にある145か所の公園の大半が整備されてから30年以上経過しており、公園内にある遊具をはじめ公園等、トイレ、ベンチなどの様々な施設が老朽化している状況となっております。

そのため、市といたしましては、まずは、今ある公園を市民の皆さんが安全安心して利用できるよう、既存施設の修繕や改修等を優先して実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ぜひ、子育て世代としては、本当に新しい公園を望んでいますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大きな項目2つ目、新市長の政治姿勢についてです。

選挙期間中にありました法定ビラでは、市長は「8つのゼロ」を掲げられておりました。その中の1つ目、「子どもの医療費ゼロ」についての質問です。

市長のお考えになっている子供というのは、何歳までを想定しているのか、そして助成の制度、いつから始めるのかを伺ひます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 医療費ゼロの対象となる子供とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を想定しております。

また、実施時期については未定ですが、その早期実現に向け取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、先ほど市長が藤田議員への答弁で述べたとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 では、早期の実現、ぜひお願ひしたいと思ひます。

次に、2つ目です。「教育格差ゼロ」について。

市長の考えている教育格差というのは、学力の格差なのか、経済的な格差なのか。様々な視点からの差がありますが、どうお考えなのか、伺ひます。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育格差は、学力の面からの格差、経済的な面からの格差など、様々な

視点から捉えることができると考えます。

牛久市では、10年以上前から、一人残らず質の高い学びを保障することを掲げ、一人一人の児童生徒が学校にいるときは幸せでいてほしいと願い、市内全校で、安心と夢中の授業づくり、学校づくりに取り組んできました。日々の授業の中で、友達と聞き合う関係を大切にしながら学ぶことで、支え合う、認め合う関係ができています。また、このような関係性の中で、高いレベルの課題を協働して解決する授業づくりに努めています。

その結果、令和5年度、中学校3年生、小学校6年生を対象とした全国学力・学習状況調査では、国や県の平均を大きく上回る結果が出ております。ただ、結果には、学校間格差が全くないわけではありません。

今後も、各校で行われている授業研修会を継続しながら、授業力の向上に努めてまいります。

一方で、この学校間格差を解消するには、学校だけでは限界があると考えています。それは、貧困やヤングケアラー、ネグレクトや虐待、生活習慣の乱れ等、児童生徒を取り巻く生活環境の差も大きく影響しているからです。どの子も安心して学べる環境を整えることは、このような教育機会の格差を軽減することにつながります。

そのためには、社会福祉の面からの支援、関係機関との連携、地域の人々の力等、社会総ぐるみで子供の成長を支えることが必要となります。その一つがコミュニティスクールだと考えております。これからも地域とともに、子供たちが安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 教育制度全体にわたる包括的なアプローチが必要であり、資源の均等な分配、特別なニーズを持つ生徒への支援、教育への平等なアクセスを、さらに考えていただき、この質問を終わりにいたします。

3つ目は、「小中学校の給食費ゼロ」についてです。

2023年3月に、日本政府は、小中学校の給食費無償化の検討をし、議論を開始しています。一方、これまで同僚議員の一般質問答弁によれば、本市独自に給食費無償化を行う考えはないとのことでありました。

新市長の下、本市は、日本政府の動向を待ってから進めていくのか、国の政策を待たずして、牛久市独自の方針で早急に給食費無償化を行うのか、また、その場合の財源、およそ3億円はどうするのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 給食費の無償化につきましては、昨今の物価高騰により、家計が圧迫される中、子育て世代の家計や心理的負担の軽減という観点からも必要性が高く、子育て支援の充実や少子化対策に大きく寄与するものであると考えております。

午前中、市長より杉森議員にも答弁させていただきましたが、牛久市といたしましては、給食費の無償化が早期実現できるよう、財源の確保に向け前向きに検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 こちらもぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

4つ目です。「市役所の待ち時間ゼロ」についてです。

市役所の待ち時間をゼロにするためのシステムを、外部委託にして導入していくのか、牛久市独自の方針で進めていくのか、外部委託の場合は、事業者選定は既にシステムを導入している他市、京都市のように公募型プロポーザルにしていくことも含め、どのように検討していくのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市では、さきに答弁したとおり、本年6月にデジタル化の推進体制として、デジタル化推進本部の設置をはじめとして、各部署にデジタル化推進リーダー及びデジタル化推進員を選任し、庁内業務の課題の洗い出しなど、デジタル化に向けて検討に着手したところとなります。

今後、デジタル化推進本部や関係課において、市役所窓口の待ち時間を短縮するため、先進自治体などを参考とし、窓口混雑状況の発信や窓口予約システム、書かないワンストップ窓口の導入や、窓口業務の外部委託などについて、公募型プロポーザル方式も含め、導入するシステムや事業者の選定方法の検討を行い、業務プロセスの見直しや、行政手続のオンライン化の促進により、手続自体に係る時間の短縮や簡素化など、市民がサービスを利用するに当たり、利便性の向上が図れるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 こちらも、市役所の待ち時間ゼロですね、市民の方、ぜひ待望して待っておられると思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

5つ目です。「災害時の逃げ遅れゼロ」について。

逃げ遅れの大きな原因は情報の伝達であり、情報発信を素早く行っても、停電であればテレビは視聴できない。ラジオは音声のみなので、災害の詳細を把握するのは難しいと思われます。

避難所の開設だけでなく、迅速かつ適切な情報の発信や、災害情報を受ける側に対する対応が重要と考えますが、その点についてどのように考えているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 当市で実施している災害時の情報伝達方法につきましては、防災行政無線をはじめとして、防災アプリケーション、防災うしく、LINE等のSNS、テレホンサービス、市ホームページ、広報車、消防団等の様々な伝達手段を用いて、より多くの住民への情報伝達ができるよう対応しているところでございます。

また、消防団女性消防団員が、防災訓練を実施する行政区から依頼を受けた場合は、区民との交流を図りながら、防災意識を高める活動を行っております。

地域防災計画につきましては、防災アプリケーション {防災うしく} や、ホームページに掲載をしており、市民の方がいつでも見ていただけるよう掲載しているところでございます。

一方、地域防災計画は、多岐にわたる項目の記載があり、全てを市民の方に御理解いただくのは難しい部分もあるかと思えます。

そこで、市では、いざというときの行動や、日頃からの備え、非常時の連絡手段、避難場所一覧などを記載した牛久市防災ハンドブックを令和3年5月に作成し、牛久市内全戸に配布を実施したところでございます。市民の皆様には、このハンドブックをお読みいただき、平時より災害に備えていただきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 牛久市防災ハンドブック、我が家にも届いておりました。ぜひ、全戸配布ということだったんですが、まだまだ何か知らない方もいらっしゃるということでしたので、ぜひその辺の周知のほうもしっかりと努めていただきたいと思います。

6つ目です。「交通弱者・移動困難者ゼロ」についてです。

公共交通の見直しが必要ということでしたが、どのように見直しをしていくのか、お示してください。さらに、今話題のライドシェア導入について伺います。ライドシェアは、便益をもたらす可能性がある一方、地域の特性やニーズに合わせて、適切な戦略と規制を検討することが重要だと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 最初に、かっぱ号やうしタクの現況についてであります。かっぱ号においては、令和4年度の年間利用者数は24万9,572人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前となる平成30年度の利用者数29万8,000人の83.7%まで利用が回復いたしました。

また、バス1便当たりの利用者数も、令和5年度の4月から8月までの5か月間で9.1人となっており、平成30年度の11.3人に対して80.5%まで回復しております。

うしタクにつきましては、運行を開始しました令和2年度は、10月からの6か月間で2,102人であった利用者数は、令和4年度は7,067人、令和5年度は4月から8月までの5か月間で3,569人、年換算で8,500人のペースとなっており、順調に利用者数を増やしております。

公共交通の運行に関しては、かっぱ号の、ひたち野うしく駅へ向かうルート新設や運行時間拡大の要望や、うしタクの増車や運行時間拡大の要望が寄せられている中、猶予されておりましたバス・タクシー運転士に対する働き方関連法の適用が、令和6年4月に開始され、今後は、運送業界の人手不足がさらに深刻な状況となることが見込まれております。

このような状況下ではありますが、これまでの要望事項や利用状況などを鑑み、あらゆる視点から、でき得る限りサービスの向上が図れるよう見直しを行ってまいります。

次に、ライドシェアにつきましては、現行の法規制の下では速やかな実施は難しい状況とはなりますが、先ほど申し上げました運転士不足などの課題を解決するためには、大変有効な手段となりますので、国の規制緩和などの動向を注視してまいりたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ライドシェアにつきまして、大変有効な手段となりますということですので、国の規制緩和がありましたら、ぜひ牛久市でも素早く導入していただきたいと思えます。

7つ目です。「介護待機者ゼロ」についてです。

レスパイトケアの充実を図るとありましたが、牛久市独自でレスパイトケア事業補助金を考えているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 介護が必要となった状態であっても、在宅で家族と一緒に安心した生活を送るためには、周りからの様々な支援が必要となります。

介護保険制度におけるレスパイトケアに該当するサービスは、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービス等の在宅サービスで、介護する側の休息やリフレッシュを目的に活用でき、多くの方が利用されています。

特別養護老人ホームの待機者は、県調査の速報値で、令和5年4月1日現在96人であり、入所までの間、少しでもストレスを軽減し、快適な在宅生活を送れるよう、ケアマネジャーを中心として、複合的にサービスを組み込んでいる状況です。

現在、市で行うレスパイトケアは、介護保険サービスを活用したもののみですが、家族がサービス利用を前向きに捉えて活用していただけるよう働きかけるとともに、他の自治体の動向も注視しながら、介護保険サービス以外の支援も含め調査研究してまいります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 レスパイトケアですが、大変家族で本当に苦しみながらも、介護サービスを待ち望んでいる方は本当にたくさんいらっしゃいますので、ぜひその辺も含めて考えていただきたいと思えます。

8つ目です。「牛久シャトーやエスカード牛久ビルの空きテナントゼロ」についてです。

空きテナントの解消に向けた今後の市政運営について、分かりやすく見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

本年5月、経済産業省が発表した令和4年の工場立地動向調査において、茨城県は、工場立地面積と県外企業立地件数がともに全国1位となりました。この要因といたしましては、茨城県では、本社機能誘致に力を入れ、首都圏に近い優位性や、本社機能移転に対する補助金など、独自の優遇制度をアピールしてきた結果が、企業誘致につながったものと分析しております。

また、この調査結果における大変興味深い内容の一つとして、首都圏企業の移転先の1位も茨城県であり、さらには茨城県内の立地を地域別に見てみると、県西地域が25件、県南地域が18件で、両地域で全体の72%を占める結果となっております。これらの現状と今後予定されております茨城県や埼玉県、千葉県などを環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の4車線化による利便性の向上などにより、茨城県では、今後も圏央道沿線地域を中心とした需要があるとの見込みを立てているところであります。

これらの内容は、工場立地動向調査の結果とはなりますが、茨城県が全国の企業に茨城を売り込み、多くの企業が茨城に注目をしているということであるものと認識しており、こうした牛久市を取り巻く状況や、茨城県の動向に歩調を合わせることで、様々な企業、事業者に対し、茨城県の中でも、牛久として目を向けさせることも十分に可能であり、そうした取組を積極的に進めることで、エスカード牛久ビルの空き床の解消や、牛久シャトーへのにぎわい創出、さらには牛久市の発展へとつなげていくことができるものと考えております。

特に、企業誘致の取組にはトップの行動力、やる気が重要だという意見や、地域として受け入れられる姿勢が大切だといった意見が多くございます。茨城県と連携し、多くの情報を得ることはもとより、自ら牛久を売り込む営業マンの一人として積極的に牛久を売り込み、牛久市への注目度を高める取組を進めてまいりたいと考えております。

また、この牛久を売り込む取組は、多くの方々にも御協力をいただきたいと考えており、特に、日頃から様々な方々と話す機会の多い議員の皆様にも、牛久を売り込む営業マンの一人として御協力をいただければ、牛久市がさらに多くの方々の耳目に触れ、チャンスを得ることにつながるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 市長、御答弁ありがとうございます。私も民間企業で働いている際、営業マンとして優秀な成績を残した実績もあります。牛久市のために身を粉にして取り組んでいきます。

次に、大きな項目2の2、市職員の配置転換についてです。

さきの市長選挙中におきまして、当時、市職員の適材適所を見いだし、意欲向上を図るということをおっしゃっていましたが、実際にどのようにコミュニケーションを図るのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

市の人材育成基本方針に定めております任用制度の在り方では、異動に当たりまして、適性や意欲を尊重した人事配置の実現による、潜在能力の開発と活用を進めることとしております。人事異動については、職員の潜在能力を開発するとともに、開発された能力を活用するための場を提供する機会として捉えております。

新規採用後には様々な職場を経験させることで、基礎能力の養成と自身の適性や特性を見いだし、その後のキャリア形成において、可能な限り本人の特性や意欲を尊重の上、人事配置を行ってまいります。

特に、人事配置を行う上で、職員とのコミュニケーションを図ることは重要であると考えております。各事業の決裁や説明の機会におきまして、管理職や担当職員と、業務内容に関するものばかりでなく、職場や職場環境や職務に対する意欲、考え方の把握をするため、可能な限り職員とのコミュニケーションの機会を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 市、またはその職員の混乱が起きないように、担当課とともに、適材適所を見だし、さらなる牛久市の効率化を望み、最後の質問になります。

市長は、時代に合わせて条例もアップデートしていくとおっしゃっていました。近隣自治体では、人口増加率全国1位にもなったつくば市の市長も、4年ごとにもらえる退職金を22年に条例改正をしたと聞いております。

ずばり、お伺いいたします。市長、退職金を実質ゼロにする、または減額するおつもりはないでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 市長の退職手当につきましては、県内全市町村で構成する茨城県市町村総合事務組合で共同処理がなされており、その総合事務組合で定める条例に基づき支払われております。

退職金の廃止や減額により、新たな財源を生み出すのではなく、ふるさと納税、ネーミングライツなどによる収入の確保、事業の見直しによる財源により、目の前にある課題を克服し、魅力で特色のあるまちづくりを進めることが最優先と考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。これまでの一般質問でも多くの同僚議員が同じ質問をしているということを読み、多くの市民の期待に応えられるよう、そして、大きな期待の裏には不安や不満もあることを忘れないように、しっかりと牛久市政を、市長をリーダーとした牛久市職員、そして、先ほど市長自らの答弁でもありました、我々牛久市議会議員とともに、良い牛久市へと進めていきたいと思いますとおっしゃいました。会派日本維新の会の代表へとバトンを渡し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 以上で15番水梨伸晃議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時35分といたします。

午後3時30分休憩

午後3時40分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 本日最後の質問となりました会派日本維新の会代表の伊藤裕一でございます。

沼田市長におかれましては、御就任おめでとうございます。今回の市長選挙では、各候補が、子供の医療費自己負担分の無償化、給食費の無償化等の同じ内容の公約を掲げていたことから、市長の支持者のみならず、幅広い市民にこれらの政策の早期実現を望む声があるものと推察をし

ます。

私自身、今定例会の同僚議員の一般質問を聞いておりますと、給食費の無償化等、今まで何人も議員が再三再四にわたり質問を繰り返してきたものの、国の動向を注視したい、検討を重ねてまいりたいといった答弁が繰り返されてきたテーマが、すぐ実現とはいかないものの、動き始めているのを感じているところであり、是々非々で賛同できる政策テーマについては、後押しをしてまいりたいと思うところでもあります。

個々の政策テーマについては、同僚議員より質問があったところでもございますので、私からは、大きな1点目の質問で、いかにそれらの政策を実現するかという観点から質問をさせていただきます。

1点目の公約の諸計画への反映について。

市の最上位計画である牛久市第4次総合計画は、基本構想の計画期間は2021年度から2040年度までの20年間ですが、2021年度から始まった第1期基本計画は、2024年度までの4年間を計画期間としております。

これは、基本計画の期間を首長の任期と同じ4年間とした見直しの成果であります。再来年度からの新たな第2期基本計画の策定が、新市長の下で可能になるのであります。

市長は、所信表明で、公約を各部が所管する計画に盛り込んでいきたいとの考えを表明しましたが、改めて、公約を牛久市第4次総合計画第2期基本計画をはじめとした諸計画へ反映するお考えについて伺います。

さらに、以前、総務常任委員会視察で訪れたことのある兵庫県伊丹市では、選挙の際の候補者のマニフェストとは別に、行政としての市長マニフェストを作成し、その達成状況を検証しております。また、近隣のつくば市でも、市長公約事業のロードマップと題する同様の取組を行っているそうです。

いかに市長選に候補するような方であっても、行政と政治家の事務所とは、スタッフ、知識、資金の差は歴然としているのが現実であり、つくば市のロードマップを拝見しても、さすが行政のプロが見ているだけあって、よくできているという印象を持ちました。

情報発信並びに政策検証の観点から、本市においても、行政としての市長マニフェストを作成してはとありますが、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 公約の諸計画への反映につきましては、庁内各部において所管するそれぞれの計画に具体的施策事業を盛り込んでいくことといたします。それぞれに計画期間が異なるため、一度に全ての計画の改定を実施することは困難であります。市の最上位計画である総合計画においては、早速、改定の協議を進め、次年度に予定される改定作業にて既存事業の見直しも含め、今般掲げさせていただきました政策を反映し、具体的事業に取り組めるよう進めてまいります。

また、市長マニフェストにつきましては、個別に作成することは予定しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、公約につきましては、庁内各計画に明確に反映し、市の政策として、その進行管理を実施してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、所信表明中に述べられましたとおり、公約に掲げられた項目については、実現可能なものから、令和6年度当初予算に盛り込まれていくものと思われます。

しかしながら、令和6年度当初予算が審議されるまで5か月間の期間があります。本年5月に就任し、予算の一部執行停止をした奈良県の山下知事、あるいは牛久二小への保育園設置に際して、動線上の問題があるとする意見を受け、事業を中止した8年前の根本当時の市長のように、政策を早期実現するために、予算の執行停止を行う考えはあるか、伺います。

また、今定例会に議案第59号、牛久市一般会計補正予算（第4号）が提出されているものの、スケジュール的に新市長の政策を反映したものではないと思われることから、今後、来年3月の定例会より前に、新たに市長の政策を盛り込んだ補正予算を提出するお考えはあるか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 当初予算につきましては、議員も御承知のとおり、予算要求に対するヒアリング、査定、補助金等適正化委員会、予算編成会議を経て、庁議により予算案を決定し、市議会に上程しており、上程後は予算常任委員会におきまして御審議いただき、市議会の議決を賜り、年間予算として定めているものでございます。

また、予算成立後におきまして、物価高騰、災害の発生、国の補正予算などにより、さらに、予算の必要性が生じた場合には補正予算を編成しており、今般の議会におきましても、補正予算を上程しているところでありますので、令和5年度における事業を推し進める上で必要のない予算計上は行っていないことから、政策実現のために予算の執行停止を行うことは考えてはございません。

今後、政策実現のために必要な予算が生じるときには、これまでと同様に、当初予算、補正予算の編成により対応してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 一般的に、予算の執行停止は、前首長と新首長との対立構造の中になされることが多いものでもあります。今回そのような状況にはございません。執行停止の予定がないということは理解いたしました。

一方、補正予算については必要に応じてということではありますが、現在のところ本年12月の第4回定例会で提出の予定はあるか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 政策実現のための予算を、12月補正予算において計上するのかとの再度の御質問でございますけれども、12月補正につきましては、現在、各課から予算要求を行っている段階となっております。予算要求の内容については、まだ内容を確認しておりませんし、また検討も行ってはおりません。

先ほども申し上げましたが、政策実現のために必要な予算が生じるときには、12月補正の予算で編成して対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、人事権についての質問です。

市長が持つ大きな権限の一つとして、職員を指揮監督する人事権があります。先日の一般質問答弁で、適材適所というお話もありましたが、各職員を適切に配置していくことで、政策の実現がしやすくなります。

一方、聞くところによれば、ある自治体では、かつて首長が、各職員の当該首長に対する支持度合いが示されたリストを持っていたとの話もあります。

リーダーの在り方として、このような行き過ぎたトップダウンは不適切であります。選挙で民意を受けた首長の政策に対し、職員が殊さらにできない理由を挙げて実行を遅延させるような過度なボトムアップ型もあってはならないと考えます。

そこで、管理職を中心に、各職員の能力や適性等を勘案した適正配置に、市長も一定の関与をしていくことが必要と考えますが、人事権行使に当たっての考えを伺います。

また、牛久市男女共同参画推進基本計画実施計画によれば、令和3年4月現在、市の一般行政管理職職員に占める女性管理職の比率は22.3%であり、30%に達しておらず、継続して女性の管理職登用を目指すべきとしています。

また、立場が人を育てるといいますが、若手職員を、今後設置が見込まれるプロジェクトチーム等の管理職に積極的に登用し、人材育成や新たな視点を取り入れることを目指すべきと考えます。そこで、女性、若手の管理職登用の考えについて伺います。

さらに、同僚議員の質問とも重なりますが、前々市政下における新規採用抑制等の理由により、職員数の不足や年齢層の偏りが生じています。職員の採用の方針についてはどのようにお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

職員の人事配置を行うに当たりましては、職員とのコミュニケーションを積極的に図り、可能な限り、職場の状況の把握と職員の声に耳を傾けることに注力したいと考えております。

職員から各事業の決裁や説明を受ける機会などを利用することで、管理職や担当職員と業務の内容はもちろん、職場環境や職務に対する意欲、考え方を聞くとともに、毎年実施している自己申告書により、異動希望やスキルアップのための研修、現在の職場における相談事項などの把握に努め、人事配置を考えてまいります。

また、昇任昇格に関しましても、年齢や性別に関係なく、能力のある人材の登用を積極的に進めてまいります。

さらに、採用計画の方針ですが、年齢構成の偏りの是正を最優先課題として掲げ、長期的、継続的な視点で計画的な採用を実施し、また採用試験に当たりましては、今年度取り入れました公務員試験対策の必要がないSPI試験、中途採用の実施など、十分な賃金と優秀な人材の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 そうですね。配置についての考えを今る述べていただきました。それらの配置に、市長も関わるのかということについて再確認をしたいと思います。

また、昨日、本日と同僚議員の一般質問中にもありました、令和10年度職員数430人を目指すという答弁もあったと思います。一方、市長答弁では、適材適所、あるいは退職者の補充をしていきたいとの答弁もございました。職員数430人という目標は維持するのか、改めて確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 人員配置につきましては、市長が関わるかということでありますけれども、当然トップの判断が必要になりますから、人員配置については、市長の考えを十分に伺いながら決定をしていくということになります。

また、職員数430人という数字につきましては、採用計画にも掲げている必要数でありますので、職員の適材適所への配置や退職者分の補充と並行して、採用を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、市長は公約や所信表明で、縦割り行政の打破、組織縦断型のプロジェクトチームをつくと表明をされました。縦割り行政の打破は大いに賛同するところであり、例えば、この後の一般質問テーマでもあるDXの推進、あるいは「脱ハンコ」のような、市政全般に関わるテーマ、またはエスカード牛久、牛久シャトー再生のような重要課題への対応に当たり、こうしたプロジェクトチームは有効であると考えます。

そこで、どのような分野でプロジェクトチームの設置を考えているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 市民の皆様からの御意見、御要望への対応や、特に強力に推し進めたいと考える情報発信の強化、あるいはストレスのない行政サービスの提供、各種サービスの見直しなどの施策について、速やかに課題を調査し、解決するための市長直轄のプロジェクトチームを創設いたします。

縦割り行政と批判の多い市の業務を、部局間での連携を強化しながら、よりスピーディーに処理することを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続いて、DX化につきまして、ある程度パターンが決まった定型的な業務、例えばデータ入力、集計、通知、案内といった仕事は、デジタル化に向く分野とされており、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）というこれらの定型的な仕事を行うためのソフトウェアが多数存在するそうです。

総務省のDX推進に係る組織体制についてと題する資料によれば、自治体DXの取組は、極めて多くの業務に係る取組を短期間で行おうとするものであることから、首長の強いコミットメント、全庁的、横断的な推進体制、あるいは外部専門人材を含め、専門家の登用等が必要であるとしています。

本市においても、デジタル推進課を設置し、DX化を推進しているものと承知していますが、DX化の推進体制並びにどの分野で優先してDX化を考えているのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市のデジタル化に向けた取組といたしましては、さきに答弁したとおり、専属部署として、令和4年7月にデジタル推進課を立ち上げ、同年9月にデジタル化を推し進めるため、牛久市デジタル化推進ガイドラインを策定いたしました。

また、本年6月には、デジタル化の推進体制といたしまして、デジタル化推進本部の設置をはじめとして、各部署にデジタル化推進リーダー及びデジタル化推進員を選任し、庁内業務の課題の洗い出しなど、デジタル化に向けて検討に着手したところでございます。

今後、窓口業務のデジタル化や行政手続のオンライン化の促進により、窓口での待ち時間短縮や行政手続の簡素化など、市民サービスの利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用による業務の効率化を図り、限られた人的資源を最大限に活用できる環境を整え、行政サービスをさらなる向上につなげられるよう取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一 議員。

○16番 伊藤裕一 議員 DX化は、対人業務や政策の企画立案など、職員にしかできないことに集中してもらうことが大きな目的だと思います。私は、市長もまた市長にしかできないことに集中すべきと考えています。

市長しかできないことのひとつが、市の代表として人と会うということです。先ほども市長自らトップセールスを行い、牛久市のPRをしたいと答弁がありました。改めてトップセールスの方針を伺います。

さらに、平成の大合併をしなかった本市にとって、広域連携を行い、スケールメリットによる経費節減に努めることは重要であり、例えばごみ処理のような分野で、今後調整が必要になってくるものと見込まれます。

さらに、観光振興についても、牛久市単体で取り組むのではなく、周辺自治体と連携することで、魅力的なプランが生まれてくると思われれます。そこで、他市町村との連携について伺います。さらに、財源確保という点から、国・県とのパイプを密にして、積極的に要望活動に出向くことも重要と考えますが、所見を伺います。そして、日頃から牛久市の経済を支えてくれている企業と関係を築くことが重要と考えます。

関係構築に当たっては、商工会のみと連携していればよいというものでもありません。かつてオエノンホールディングス、あるいはイズミヤともう少し関係を築いて、早めに撤退の情報を得られなかったのかという声をいただいたこともあります。あるいは、企業にまちのためになることに協力してもらうということも考えられましょう。

他市では、市長が企業訪問をして、その結果をホームページで公表している例もあるそうでございます。こうした方法も含め、市内企業と幅広く連携していくお考えについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 お答えいたします。

トップセールスにつきましては、牛久市をPRする上でも、国や県、近隣市町村や民間企業との強固なつながり、そして、良好な関係を構築する上でも非常に重要な手段であると考えております。

現在、近隣市町村はもとより、県外の自治体とも様々な分野で交流連携をしております。防災、災害対応につきましては、発災時の人的支援や支援物資、避難場所などについて、相互応援協定等を締結しており、市民の皆様の安心した生活に寄与しております。

また、神谷傳兵衛のふるさとである愛知県西尾市とは、没後100年である令和4年度に、西尾市の特産品を使用した発泡酒を造ることとなり、観光庁補助金を活用し、西尾の抹茶入りの発泡酒「香竄（こうざん）物語」をワイン文化日本遺産協議会と牛久シャトー株式会社が共同開発し、商品化、販売を開始いたしました。これは、両市の良好な関係があるからこそその結果であり、親好の重要さを感じております。

また、国や県との関係におきましては、これまでも学校施設整備の予算確保や中心市街地の活性化、物価高騰による市民生活の負担の軽減を図るため、特別交付税での措置の拡大などについて、国・県に要望を行ってまいりました。

これまでの国・県との関係に加え、沼田市長が今まで積み上げてきた国とのネットワークや、県との強固な連携をもって、引き続き要望活動を行うとともに、今後さらなる関係性の強化を図りたいと考えております。

民間企業との連携につきましては、現在、健康、地域活性化、災害対応等様々な分野で協定を締結するなど、連携を図っております。フレンドリータウンに関する協定の締結をしている鹿島アントラーズ、茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツ、それぞれのプロスポーツ団体とは、市民デーを通じて市をPRする機会の提供など、関係を強化してきております。

また、商工会とは、現在も創業支援事業やハートフルクーポン券事業などを連携し、行っておりますが、今後も商工会を媒介として、事業者との関係を築きつつ、市全体のさらなる商工業活性化につなげてまいりたいと思います。

市長自身が、広告塔となりトップセールスを行うことは、市の魅力を発信する上で非常に有効な手段でありますので、今後とも市内外で行われる様々なイベントでのプロモーションや、企業等との交渉の場面において、市長自らが先頭に立ってPRする機会をつくってまいりたいと考えております。

また、近隣市町村や民間企業との連携につきましては、将来を見据えた行政運営や、安定的に住民サービスを提供する上で不可欠であると考えますので、沼田市長がこれまで培った人的ネットワークにより、近隣市町村との広域連携や民間企業との協働によるまちづくりを進めると同時に、国や県とも、これまで以上に連携を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 大きな1点目、最後の質問は、入札制度についてです。

かつてのように、選挙結果によって市内業者と市との契約機会が左右されたとの疑念を生じさせないためにも、不断の見直しを行いながら、公平公正な入札制度を構築していくことが必要と考えます。

本市ホームページを見ると、牛久市の契約制度変遷と題して、平成6年の一般競争入札の試行から始まるこれまでの契約制度改正の流れが記されています。これら公平公正な入札制度とするための制度改正の取組について、重要なポイントを抜粋しながら御説明いただければと思います。

また、契約制度を考えるに当たっては、品質保持は前提として、地元業者の受注機会確保、そして、価格面での競争性確保のバランスを取ることが重要と考えますが、これら品質保持、地元業者、価格の3要素のバランスについてはどのようにお考えでしょうか。

さらに、本市は入札に当たり、工事予算の上限である予定価格の事前公表制を取っておりますが、事前公表制には、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為防止が可能となるというメリットがある一方、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等のデメリットも指摘されており、近年、予定価格の事前公表制を取りやめ、事後公表制へと変更する自治体が登場しているとのこと。

そこで、本市は、予定価格の事後公表制を検討するお考えはあるか、伺います。さらに、その他契約制度に関し、予定している変更点があればお示しください。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 牛久市の入札契約制度につきましては、これまでも国の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律等々の改正が行われるたびに、その都度見直しを行っているところです。

平成30年度には、ダンピング対策の強化として最低制限価格制度を導入しまして、また、適切な契約変更実施のための設計変更ガイドライン実施要領を制定いたしました。令和4年度には、工事成績評価において、市独自の基準から国・県の基準に合わせるため、工事成績評価制度の改正を行い、令和5年度には、建設業法施行令の改正に伴いまして、工事下請契約の請負代金の下限を4,000万円から4,500万円に引き上げるなど、適宜、入札契約制度の見直しを行っております。

また、契約額、地元業者、品質確保のバランスについてどう考えるかという御質問がございましたが、建設工事等の発注に際しましては、適正な積算による予定価格の設定や、公正な入札制度等によって品質確保を図り、それらを担保とした上で、地場産業の育成、地域経済の活性化に寄与すべく、地元業者が多く受注機会を得られるよう努めているところです。現在、牛久市の競争入札における予定価格の公表は、事前に公表するものとなっております。

令和3年度時点の茨城県内市町村におきましては、予定価格を事前公表としている市町村が2

4市町村で54.55%、事後公表が5市町村で11.36%、残る15市町村につきましては、併用や非公表となっております。予定価格を事前に公表することは、情報公開に資することや、職員に対する予定価格を探るなどの不正行為防止につながるといったメリットがあるとされている一方で、積算能力が不十分な業者でも、事前に公表された予定価格を参考にして受注することができてしまうといったデメリットもありまして、また、議員御指摘のとおり、落札率高止まりの要因としても上げられているのが現状であります。

今後、予定価格の公表につきましても、周辺自治体の動向を踏まえながら、引き続き、牛久市に適した形を検討してまいりたいと思います。

最後に、近年の入札契約制度の改正点ですが、令和4年度より、競争入札参加資格審査申請について、業者の負担軽減や業務の簡素化を図るため、茨城県との共同利用による茨城県入札参加資格電子申請システムを導入いたしました。

今後は、電子入札制度の早期導入に向けて調査検討を行いまして、競争性、公平性、そして透明性を常に意識した厳格な入札契約制度の運用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 大きな2点目の質問は、牛久シャトーの施設貸出しについてです。

さきの牛久市長選挙の際、牛久シャトーの旧ビアレストラン施設が、当時の市長候補の選挙事務所として貸し出されました。

当該施設貸出し契約はどのような手続でなされたかと把握しているのか、また、牛久シャトー株式会社から市に対しての事前協議など、何らかの形で市は関与しているのか。さらに関与しているのであれば、市から牛久シャトー株式会社にどのような回答を行ったのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 今回の旧テラス・ドゥ・オエノンの賃貸借は、個人から牛久シャトー株式会社に対する賃貸の申入れがなされたもので、牛久市といたしましては、民間企業と当該個人との間における商取引であるものと承知をしております。

その際の手続といたしまして、旧テラス・ドゥ・オエノンを使用するに当たっての建物及び敷地に係る賃貸借契約と、出陣式の開催に伴いますバーベキューガーデンの一時利用契約が締結されております。

市への事前協議ということでございますけれども、当該選挙事務所の開設に際し、7月11日に、牛久シャトー株式会社より同社と牛久市との賃貸借契約に基づき、施設の転貸に係る申入れがなされてございます。

市の関与ということでございますが、当該選挙事務所が開設された旧テラス・ドゥ・オエノンは、日本遺産を維持する上で必要な財源を確保するための附帯施設の一つであり、牛久シャトー株式会社が管理する中では、転貸し、賃料を得ることも前提とした施設として運営を行っております。

今回の申入れに対し、本市といたしましては、市と牛久シャトー株式会社との賃貸借契約上、

選挙事務所としての利用を制限する条文がないこと、その他の法律に照らし合わせても違法性がないこと、また、既に予定されている他の利用に影響が生じないこと、そして、牛久シャトーでは、過去にも政治団体等による利用がなされてきたということなどを踏まえ、本転貸を否定するものではないとの回答を行ってまいります。

また、併せて当該個人と牛久シャトー株式会社との間で適切に契約書を交わすこと、適切な価格にて契約を交わすことを牛久シャトー株式会社に伝達してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 御答弁いただきましたとおり、牛久シャトーは、これまで、会合等で1日のみ政治関係者に貸し出されることはありましたが、複数日、しかも、選挙事務所として貸し出されたのは初めてのことで承知をしており、国指定文化財であり、日本遺産でもある牛久シャトーの利用法として、市民の中に疑問を呈する声もあるようです。

そこで、本件契約について市の所感を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 旧テラス・ドゥ・オエノン、さきの答弁でも申し上げましたとおり、日本遺産を将来にわたって維持していくために必要な財源を確保するための附帯施設の一つであり、これまで転貸による運営も前提としてきた施設となります。

また、牛久市と牛久シャトー株式会社との賃貸借契約上、牛久シャトーの管理運営主体は牛久シャトー株式会社となっており、牛久シャトー株式会社から第三者への転貸はあらかじめ認められております。

したがって、転貸や一時利用の許可等は、当該契約に反しない限り、同社が独自に判断を行うことができるものであり、さらに、今回の転貸借に関しては違法性はなく、当該転貸行為に問題はないものと判断してまいります。

なお、この見解につきましては、既に顧問弁護士との相談、確認を行っております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 先ほど、本件賃貸借契約に対して疑問を呈する声があると述べましたが、私は、本件契約は基準に沿ってなされたものであるのかがポイントであると考えます。

政治関係者には、今回の契約者のみにしかシャトーの施設を貸さないというのであれば問題がありますが、一定の基準に適合する政治関係者全てに契約の機会があるなら、公平性は担保されているといえましょう。

そこで、牛久シャトーの貸出しに際し、明確な基準はあるのか、ないとするならば基準を明確化するよう、市から牛久シャトー株式会社に助言するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 牛久シャトー株式会社が転貸や一時利用を認める際の対象業種につきましては、牛久市と牛久シャトー株式会社との間での賃貸借契約により定めてお

ります。

当該貸借契約では、牛久シャトー株式会社が広く経済活動を行えるよう、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第2条第5項に規定する業務を行う事業者や暴力団及び公序良俗に反する団体等を除いては、事業者を限定するなどの規定は設けてはおりません。

次に、貸出しの金額面につきましては、牛久シャトー株式会社の内規にて規定がされており、この内規では、貸出し時の定価が定められ、この定価を基に、貸借を希望する事業者との交渉を行っております。

金額等につきましては、特に、テレビや映画の撮影を行う事業者に対し、事前に公表することで、交渉に不利益を与える可能性があるとの観点から、公開は行ってございません。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 御答弁いただきました金額等については、私も公開するということはお求めておりません。

また、貸出し基準については、反社会的な団体を除き、幅広く貸出しが認められていると理解をいたしました。

この牛久市議会は多様性あふれる議会でありますから、国政政党公認で市議選に出馬した議員だけを見ましても、自民党、公明党、日本共産党、日本維新の会、れいわ新選組、立憲民主党と、多くの政党所属議員がいらっしゃいます。

再来年の県知事選と同時開催見込みの県議選補選、3年後の県議選本選と、今後も本市を選挙区とする選挙が予定されており、あるいは年内解散かとの報道もある衆議院選もございます。これらの政党の中には、選挙事務所として使いたいという希望も出てくるかもしれません。場合によっては、政治家女子48党、参政党といった本市議会には、いまだ議席を有しない政党が選挙事務所として使いたい、あるいは政治団体が選挙事務所として使いたいという希望をするという可能性もゼロではありません。

様々な主張をそれらの団体はされているところではありますが、そこは差別なく公平に施設の空き状況等が許せば、貸出しを市としては止めないということによろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 これまでの御答弁でも申し上げましたとおり、牛久市と牛久シャトー株式会社との貸借契約上、牛久シャトー株式会社から第三者への転貸はあらかじめ認めているものでございまして、基本的に同社が独自に判断を行うものとなります。

牛久シャトー株式会社では、貸出し賃料、期間、その他の条件や他の利用への影響が生じないかなどを勘案し、転貸について決定を行っておりますが、この考えについて現時点におきましては特段変更ないものと認識してございます。

また、牛久市といたしましても、これまで申し上げましたとおり、貸借契約及び関係法令に抵触するものでなければ、特段否定する要件には至らないものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で16番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれで打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

○

休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日14日及び15日は、土日のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日14日及び15日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時21分延会